

令和4年第4回岩泉町議会
定例会会議録目次

第1号（12月8日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
議案第1号～議案第6号、議案第12号及び議案第7号～議案第11号の上程、説明、委員会付託	6
・議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について	
・議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
・議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
・議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）	

・議案第 8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第 9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	
・議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）	
請願第3号の上程、説明、委員会付託	11
・請願第 3号 酪農情勢悪化に関する請願	
一般質問	12
6番 三田地久志議員	12
8番 坂本 昇議員	16
3番 畠山昌典議員	28
11番 合砂丈司議員	37
9番 早川ケン子議員	43
散会の宣告	46

第 2 号 （12月9日）

出席議員	47
欠席議員	47
職務のため議場に出席した者の職・氏名	48
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	48
議事日程	49
開議の宣告	51
議事日程の報告	51
一般質問	51
1番 千葉泰彦議員	51
7番 林崎寛次郎議員	63
4番 畠山和英議員	69
散会の宣告	81

第 3 号 (12月13日)

出席議員	83
欠席議員	83
職務のため議場に出席した者の職・氏名	84
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	84
議事日程	85
開議の宣告	87
議事日程の報告	87
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
・議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
議案第1号～議案第6号、議案第12号及び議案第7号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	89
・議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について	
・議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	
・議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	
・議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	
・議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて	
・議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)	
・議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
・議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)	
・議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	
・議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)	

請願第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 4
・請願第 3 号 酪農情勢悪化に関する請願	
発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 5
・発議案第 4 号 肥料・飼料価格高騰対策等に関する意見書（案）の提出について	
閉会 の 宣 告	9 7
署 名	9 9

令和 4 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 1 月 2 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 4 年 1 2 月 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 4 年 1 2 月 8 日 午 後 1 時 3 6 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課 総 括 室 長	小 成 健	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和4年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月8日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について

日程第5 議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

日程第7 議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)

日程第12 議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第16 請願第3号 酪農情勢悪化に関する請願

日程第17 一般質問

散会の宣告

◎開会の宣告

- 議長（菊地弘巳君） ただいまから令和4年第4回岩泉町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

- 議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、畠山和英さん、
6番、三田地久志さん、7番、林崎竟次郎さんを指名します。

◎会期の決定について

- 議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、12月5日、議会運営委員会で決定
を見たものであります。本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から12月
13日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月13日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び宮古地区広域行政組合議会臨時会・定例会、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会、岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第6号、議案第12号及び議案第7号～議案第

11号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例についてから日程第15、議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について。

職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備及び廃止をするため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬及び出動報酬の基準の策定等をするとともに、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立安家小学校を岩泉町立岩泉小学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について。

岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町立安家小学校を岩泉町立岩泉小学校に統合することに伴い、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する財産。別紙のとおり。

2、取得の方法。買入れ。

3、契約の相手方。(1)、氏名、法定相続人、佐々木京子。(2)、氏名、法定相続人、畑中百枝。(3)、氏名、法定相続人、佐々木光信。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。龍泉洞園地再整備基本構想の用に供する不動産を買入れしようとするものである。

続きまして、議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)。

令和4年度岩泉町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,602万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億359万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,742万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,834万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ547万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,629万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,648万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,481万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）、第1条、令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、令和4年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、（既決定予定額）、7億1,437万3,000円、（補正予定額）、マイナス1億3,284万2,000円、（計）、5億8,153万1,000円。

（収益的収入及び支出）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、（既決定予定額）、3億9,618万1,000円、（補正予定額）、マイナス196万3,000円、（計）、3億9,421万

8,000円。支出、第1款、水道事業費用、4億3,286万8,000円、2,021万7,000円、4億5,308万5,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,544万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,743万8,000円及び引継金4,801万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,563万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,201万3,000円及び引継金5,362万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入、(既決定予定額)、8億2,857万1,000円、(補正予定額)、マイナス1億3,322万8,000円、(計)、6億9,534万3,000円。支出、第1款、資本的支出、8億9,401万9,000円、マイナス1億3,304万2,000円、7億6,097万7,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起債の目的)、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業でございます。(既決定予定額)、それぞれ9,590万円、950万円、8,600万円、(補正予定額)、それぞれマイナス3,000万円、マイナス300万円、マイナス2,680万円、(計)、それぞれ6,590万円、650万円、5,920万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。第1号、職員給与費、(既決定予定額)、5,050万2,000円、(補正予定額)、マイナス241万円、(計)、4,809万2,000円。

(他会計からの補助金)、第7条、予算第9条中「6,703万7,000円」を「6,943万円」に改める。

令和4年12月8日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第6号及び議案第12号並びに議案第7号から議案第11号までの12件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号及び議案第12号並びに議案第7号から議案第11号までの12件については、議長を除く全員の委員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第16、請願第3号 酪農情勢悪化に関する請願を議題とします。

請願第3号の紹介議員の説明を求めます。

12番、三田地泰正さん、どうぞ。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 請願第3号、請願書、令和4年11月4日、岩泉町議会議長、菊地弘巳様。

請願者、住所は記載のとおりです。氏名、JA新岩手酪農生産部会宮古支部支部長兼岩泉地区代表、山崎敏。

紹介議員。岩泉町議会議員、三田地泰正。

酪農情勢悪化に関する請願。

請願事項。1、配合飼料高騰に対する助成について、配合飼料価格が令和4年4月以前の水準になるか、11月以降再度の乳価値上げがあるまで(持続可能な価格になるまで)、継続的な支援をすること。

2、自給粗飼料生産における化成肥料及びビニール等の資材高騰に対する助成について、化成肥料・ビニール等の資材の価格が令和4年4月以前の水準になるまで、来年度以降の継続的な支援をすること。

請願趣旨は、記載のとおりです。

以上で終わります。よろしくご審査のほどお願いします。

○議長（菊地弘巳君） これで請願第3号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって産業常任委員会に

付託して、会期中の審査といたします。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第17、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

帯状疱疹ワクチン接種のことについてです。コロナ禍においてストレスや運動不足により、様々な疾病に悩まされている方々が増えてきているとの報道を受けて調べたところ、高齢者の帯状疱疹が増えているとのことでした。帯状疱疹は、ご存じのとおり、子供の頃にこのウイルスに初めて感染すると水ぼうそうを発症します。そして、水ぼうそうが治った後も、ウイルスは脊髄から出る神経節という部位に潜んでいます。ふだんは、体の免疫力によってウイルスの活動が抑えられているため発症することはありませんが、免疫力が低下するとウイルスは再び活動、増殖し始めます。そして、ウイルスは、神経の流れに沿って神経節から皮膚へと移動し、帯状に痛みや発疹ができる帯状疱疹を発症します。

さて、町長は岩泉町地域福祉計画において、町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実を基本方針として掲げています。その内容は、「健康であることは誰もが望むものであり、豊かな日常生活を送るうえで最も基本となるものです。近年、急速に進行する高齢化や、疾病構造の変化など、健康を取り巻く環境は大きく変化し、健康に関する価値観も多様化しています。病気を未然に防ぐために、各種健診や予防接種など保健活動を進め、病気や障がいの早期発見と早期治療に繋げる体制の充実と健康意識の高揚を図り、健康増進に努めます。また、健康で生き生きとした生活を送ることができるように、生活習慣病やストレスの予防と対策を進めるとともに、医師や医療機関との連携をより一層深め、町民一人ひとりの健康が守られていくように努めます」とあります。

この基本方針の下、町民の健康を考えると、任意の予防接種への助成を検討すべきではないかと考えます。任意の予防接種は、各自治体の判断により予防接種への助成が可能であると思われます。特に帯状疱疹ワクチンへの助成を早急にすべきと考えます。

帯状疱疹ワクチンは2種類あり、1つ目は従来型の弱毒生水痘ワクチンで、弱毒化された生きたウイルスが含まれており、小児に使用されるワクチンですが、帯状疱疹を予防する効果もあります。1回の接種で済みますが、有効性は60%で、5年を超えると有効性が低下します。接種費用は、1万円程度と考えられます。

2つ目は、不活化ワクチンです。2か月間隔で2回接種、合計2本が必要ですが、予防効果が90%以上と高く、効果の持続も10年程度見込まれます。ただし、生ワクチンに比べると、注射部位の痛みや発赤、腫れなどの副反応が出ると言われているようです。接種費用は1回2万円前後で、2回接種なので、4万円を超えると想定されます。さらに、対象年齢は50歳以上とのことです。最近テレビでも帯状疱疹のワクチンの接種を勧めるコマーシャルを散見するようになりましたが、この不活化ワクチンを勧めていると思われます。

帯状疱疹の合併症の一つに帯状疱疹後神経痛があります。これは、皮膚症状が収まった後も痛みが継続するもので、神経の炎症により神経自身が損傷されてしまい、なかなか修復されないため起こってしまう現象のようです。一般的には、皮膚症状、赤い斑点、水膨れなどが収まるにつれて、帯状疱疹発症後3から6か月以上、場合によっては年単位で痛みが持続するとのことです。

50歳以上の発症者のうち、約2割がPHNへ移行すると言われており、年齢が高くなればなるほどPHN移行率も高くなるようです。その他の合併症の可能性もあり、目の合併症、ハント症候群、中枢神経合併症、末梢運動神経障害、播種性帯状疱疹などがあり、頭頸部の帯状疱疹の場合は特に注意が必要とのことです。

さて、岩泉町の10月末の人口は8,344人で、50歳以上が5,567人です。生産年齢人口は3,868人ですので、50歳以上が多い年齢構成です。50歳以上の方々に元気に働き、岩泉を支えてもらうためにも、帯状疱疹の不活化ワクチン接種に助成すべきではないかと思えます。ある自治体では、ワクチン希望接種が当初予算をオーバーしたために、次年度以降計画的に進めるとの記事を目にしました。ここは町長の英断で、来年度から計画的に

実施に向けて動くべきだと思いますが、町長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

带状疱疹ワクチン接種についてであります。国内で行われているワクチン接種は大きく2つに区分をされております。予防接種法に基づき公費負担がある定期接種と、それ以外の任意接種があります。

現在国では、厚生科学審議会で带状疱疹ワクチン接種を定期接種に加える検討が進められており、带状疱疹の経済的コスト、死亡率等の疾病負荷、ワクチン接種により期待される効果や、その期間などが議論をされていると伺っております。

当該ワクチンの接種に対する補助の状況は、全国で約30の自治体が行っていることを確認しております。県内では、まだ取り組んでいる自治体はないものと、このように承知しております。町で行っているワクチン接種につきましては、予防接種法に定める乳幼児の予防接種や新型コロナウイルスに対するワクチン接種などを行っており、いわゆる任意の予防接種については蔓延防止等の観点から、高校生以下のインフルエンザ予防接種について助成を行っているところであります。

带状疱疹ワクチンの予防接種につきましては、議員ご案内のとおり、メディア等を通じ認知が広がってきており、町民の皆様の健康を守る選択肢の一つにもなるものと、このように存じておりますので、引き続き国における審議の動向などを注視するとともに、医療関係者や町の健康づくり推進協議会の意見も伺いながら、当該ワクチン以外の任意の接種も含め、総合的に検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解のほどを賜りたいと、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありますか。6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） コロナの対応で忙しい中、答弁をありがとうございます。私の知っている皮膚科の先生から情報を得たところによると、带状疱疹を大人が発疹したと、そうすると小さい子供には100%水ぼうそうがうつるそうなのです。岩泉町内には、残念

ながら皮膚科の先生がいらっしゃらない。その中で推進協議会、この中にも、そういう審議をするときにはこの協議会の中にどこからか、例えば皮膚科の先生もお願いして、いろんなご意見を頂戴するというようなことはどうかと思うのですが、考えはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） 町の健康づくり推進協議会の構成員の中に、議員がおっしゃったように皮膚科の先生は入ってはいません。公的医療機関の職員の方、あと知識、経験者ということで、町の健康づくり推進協議会などで町内の薬剤師さん、先生方という方がメンバーとなつてはございます。今年度、健康づくり推進協議会、先月開催いたしました。やはり議員ご提案の帯状疱疹の話題がありました。県内の市町村も、コマーシャル等で行っていますので、多少話題にはなっているという情報はつかんでおりました。

今回うちの健康づくり推進協議会の中で、コマーシャルも行っているよと、町ではどういう考えだという話題になった際に、済生会の院長先生でしたけれども、帯状疱疹はある一定の予防接種、ワクチン接種の効果はあるとは思いますが、現段階では国でもまだ審議中でもありますし、早期診断、早期治療で治せる薬があるというご見解というか、お話をいただいたところでございました。神経性で重症になる可能性もあるのですけれども、自身の健康状態を把握しながら、少し違和感があったり、発疹等の症状が出た場合は早期に病院を受診して、今ある薬で対応は十分だよということで、町の健康づくり推進協議会でも話題にはなったところでございました。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 答弁書には、国のほうでもいろいろ考えているということで、やはり専門家、確かにおっしゃっていることは分かるのですが、専門家というのがやっぱりいるわけですので、その意見をどこかで反映させるような仕組みにしていかないと、住民の健康は守れないのではないかなと。本当にそれでいいのということにもなりかねない。やはり視点は、1人の人ではなくて、2人、3人と、初めて間違いない方向性が出てくると思われまふ。そういった意味で、こういう協議会とかなんとかのときに参考

意見として、何とかそういう方々もメンバーに、毎回ではなくて、そういう話があるときには加えていただいて、やっていく方向にこれから変えていくことが必要なのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 今議員ご提案のとおりと思います。今年度の健康づくり推進協議会の協議事項ということが、今年度の場合はどうしても新型コロナウイルスの感染状況にある程度特化した形といたしますか、情報共有というふうな、啓発というふうなことで取り組んでおりましたので、今後そういった特記事項等がある場合は、委員各位に前もって情報を提供した上での一歩前に進んだような審議、協議になるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 確かに早期発見、早期治療なわけで、ぴりぴりとちょっと痛くなったらすぐお医者さんに行きなさいと言っても、なかなかこれ行く人が少ない。しかも、発症部位が例えば目の辺りだとすると、失明する可能性もある、あるいは頭の中に入ってしまうと死亡することもあるというような非常に怖い病気でもあります。なので、これについては、コロナの中で大変なではございましょうけれども、やはり働き盛りの50歳代の方々がもし発症して、もう忙しくて病院にも行けないという方も多分出てくるかと思います。そういう場合には、何とかその事前の策としてワクチンということも視野に入れて、これから行政のほうでは検討していただきたいと思います。私も事前にあまり勉強してこなかったのですが、今思ったことを一生懸命話ししているのですけれども、要は町民の健康を守るといことは何なのかということ再度担当課の皆さんは勉強していただいて、よりよい健康づくりのために頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

次に、8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。いまだ終息の様子を見せない新型コロナウイルスへの対応、また先般開催された多種多様、広範にわたる町民文化展の開催

など、中居町長をはじめ、職員の皆様のご努力に改めて感謝を申し上げながら、昨今の子供の痛ましい報道に関連して、子供の安心、安全の確保について質問いたします。

まず、再三報道されます通園、通学バスの交通事故、園児、児童の送迎バスの車内置き去り問題についてであります。報道を目の当たりにして、どう考えてもあり得ないと思うものではあります。現実的に痛ましい事故に関するニュースが飛び込んでまいります。

当町では、そのようなことはないと思いますが、再確認の意味も含め、スクールバスの送迎に関する安全の徹底マニュアルについてお伺いします。

また、通学距離の長い児童生徒から体調不良の訴えはないのか、その健康管理に配慮していることなどもお示してください。

安全確保の一つに、現在国道455号線済生会岩泉病院の前の凍結防止工事や災害復旧に伴う河川改修、特に清水川の大橋付近の工事が行われており、子供たちの通学路が大型ダンプ等の往来で心配な状況にあります。これらの事故防止の徹底にどのように安全確保を図っているのかお伺いします。

次に、子供の生活面の指導についてお伺いします。テレビの普及から始まり、ここ数年急速に普及するゲーム機、スマートフォン、タブレット、パソコンなど、子供たちの視界の対象になる目の前のIT機器や電波による映像が多岐にわたっており、その画面に対峙する時間が相当数に及ぶのではないかと危惧されます。

遠くを見たり、大自然に目を向ける時間が少なくなっており、視力や脳の働きに影響はないのか心配されます。それら発達段階に支障がないよう指導をどのように行っているのかお伺いします。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用やアルコール消毒など、子供の成長に影響がないのか、その対策をどう捉えているのかお伺いします。特にマスク着用は、表情が見えづらく、学習の面や情緒取得の面で支障はないか。また、マスク着用に慣れてしまい、マスクを取る必要のある屋外での運動の場面などで、マスクを取るのが恥ずかしいという問題が生じてはいないかお伺いします。

3点目は、幼稚園、保育園の関係であります。幼稚園、保育園を発展的に一本化し、こども園として開設しているわけですが、当初の狙いとその後の運営について、待機児

童や保育士の確保などの問題も含め、その現状と対策をお伺いします。

次に、子供の居場所についてお伺いします。先日、総務常任委員会では、子ども第3の居場所を運営している青森市のNPO法人を視察研修してまいりました。日本財団が開設、支援しているとのことでありましたが、週3回開所し、対象は1回20人を限度に、学習、学び、体験など各種支援を行ってまいりました。何よりも感心したのは、子供たちが自由に思い思いのスペースを活用し、楽しんでいるという様子でございました。20人を限度に募集はしているものの、来る子は拒まずというスタンスのため、多いときは70人も集まるとのことです。中には、放課後児童クラブになじめない子供も通所しているとのこと、料金は原則無料で行ってまいりました。施設には調理場もあり、料理体験も行えるということで、老人との交流支援も行っていました。

施設建設費は財団が負担し、運営には青森市も関わっているとのこと。子ども食堂も含め、町でも研究する余地のある施設であると実感してまいりました。このような子供支援について、町の実態とその考えについてお伺いします。

最後に、出産祝金の支援についてお伺いいたします。出産祝金の増額については、議会政務調査会としても昨年度要望いたしております。町では、約50事業にも及ぶ子供支援対策事業を実施しており、子育てをしているご家庭からは感謝の言葉がよく聞かれます。少子化の傾向は、単に出産祝金の増額だけで解消されるものではないと思いますが、支援金の増額により、町の子育て支援の姿勢の大きさをさらに強めるものとして重要であると思いますが、町長の考えをお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、認定こども園としての狙いとその後の運営についてであります。当初の狙いといたしましては、幼稚園と保育園の制度の枠組みを超え、両方のよさを兼ね備えた施設として、子育て支援サービスの充実と保護者ニーズへの対応を主眼に設置してきたところであり、おおむね当初の目的に沿って運営をされているものと、このように認識をしております。

待機児童につきましては、近年必要な保育士の確保ができない状況などから、現在は3歳児未満1人となっておりますが、当該児童の保護者の方にはこども園の現状などをご説明申し上げ、ご理解をいただいているところであります。

保育士の確保につきましては、正職員の定期募集では必要人員を満たせていないことから、今後追加募集を行い、人材の確保に努めてまいります。

さらには、保育士養成学校への訪問や地域おこし協力隊の募集、保育実習生へのPRなどを行っており、引き続き機会を捉え、有効な対策を講じながら、保育士の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、子供の居場所についてであります。町では放課後児童クラブやスポーツクラブ教室、ふるさと少年隊の活動など、様々な場所や機会を通じ、子供の居場所づくりの活動を行っておりますが、議員ご案内の関係団体が行う子供の居場所づくりにつきましては、今後先進地の調査や住民ニーズなども踏まえ、積極的に研究をしてまいりたいと考えております。

また、出産祝金の増額であります。昨年度に議会からの要望を受け、検討を重ねてきているところであります。町の未来を担う子供の誕生を祝福するため、そしてまた安心して子供を産み育てられる環境づくりの一助となるよう、現行制度のさらなる拡充について検討をしてまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきますが、スクールバス、送迎に関する安全の徹底マニュアルなどのご質問につきましては、教育長から答弁をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 次に、三上教育長、答弁願います。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、スクールバス送迎に関する安全の徹底マニュアルについてであります。教育委員会といたしましても、これまで発生してきた送迎バスでの痛ましい事故の防止対策は大変重要であると認識をしております。国からの通知のありました「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」を各学校及びスクールバス運行委託事業者に周知、徹底することに加え、校長会議でも確認をし、児童生徒の車内置き去りが発生することがない

よう努めているところであります。

次に、遠距離通学の児童生徒の健康管理についてであります。スクールバス運行委託事業者におきましては、できる限り毎日同じ運転手にするなど、児童生徒と運転手がコミュニケーションを取りやすい環境づくりに配慮をいただいております。このことが児童生徒の体調変化の気づきやすさにもつながっているものと、そのように考えております。

また、これまでに児童生徒から体調不良の申出は受けておらず、遠距離通学による特段の問題は発生していないものと認識をしているところであります。

次に、通学路の安全確保についてであります。交通安全運動期間や月初めなど、定期的に交通指導員による街頭指導活動を行っているほか、通学路で工事が行われる際には発注者である県や町の担当者と学校、教育委員会で情報共有を行い、学校から児童生徒及び保護者への周知、徹底を図っているところであります。

また、交通ルールを遵守し、周囲に注意しながら通行することや、工事現場に配置されている誘導員の指示に従って通行することなど、学校から登下校の指導がなされているところでもあります。今後におきましても、交通安全教室の開催などによる意識啓発と注意喚起に努めるとともに、地域の皆様のご協力もいただきながら、児童生徒の事故防止と安全確保に努めてまいります。

次に、パソコンやスマートフォン、ゲーム機など、ICT端末の使用による児童生徒の視力や脳の働きへの影響につきましては、視力低下のメカニズムや屋外活動との関係など、科学的に解明されていない事項があるのが現状であります。

現在は、GIGAスクール構想に基づく端末利用が本格的にスタートする際に、文部科学省から「ICTの活用に当たっての児童生徒の目の健康などに関する配慮事項」が示されておりますことから、この通知を基本として対応をしているところであります。

この通知に基づき、ICT端末の使用時に、目と端末画面との距離を離すことや30分に1回は目を休めること、就寝1時間前からはICT端末の利用を控えるようにすることなどについて指導を行うとともに、児童生徒への心身への影響が生じることがないよう日常の観察や状況把握に努めております。

また、各学校で作成しております学びフェストの中で、家庭でのノーメディアデーの設定やルールづくりなど、学校と家庭が連携した取組も進めているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクの着用やアルコール消毒などによる子供の成長への影響についてであります。教育委員会といたしましては、直接的にはマスクの着用やアルコール消毒が子供の成長に影響があるとは捉えていないところであり、感染を防ぐ上での有効な対策であると考えております。

また、マスク着用により、顔の表情が見えづらいことによる学習面などでの支障も特には生じていないものと認識をしております。

あわせて、最近では登下校時や給食の時間、体育の授業や部活動などの場面に依りてマスクを外す機会も増えておりますことから、マスクを取ることが恥ずかしいとの訴えやアルコール消毒による皮膚の炎症などの問題も、学校からの報告は受けていないところであります。

マスク着用など新型コロナウイルス感染症対策は、今後も国の通知等に基づいた対応を基本とし、児童生徒の学習面や生活面に影響が生じないように引き続き留意しながら、適切な指導に努めてまいりたいと、そのように存じております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問はありますか。坂本議員、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） 答弁の中で岩泉町は全体的に、子供たちについて全町的に取り組んでおられるという姿勢がうかがえて、心強い思いをしたところでございます。その中で、何点か再質問をさせていただきます。

まず、認定こども園は、当初の予定どおり運営されているということで、これは安心するところでございますが、待機児童が1人と。この人も制度上やむなく受入れができないという答弁がありました。こういうふうには1人が、本当に少人数の場合、何とか運営を、上手に運用するというか、ということで一人だけを待機させるということではないような方法を取っていただきたいと思うのですが、それはやはり難しいことなものでしょうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 答えいたします。

待機児童の件でございます。まず、待機児童につきましては、大変町としても残念ではあります。何とか待機児童が発生しないような取組はしておりまして、年度当初の入

園申込みを受けまして、それで待機児童が発生しないようなことで、職員の配置を何とかできないものかと毎年度工夫して取り組んでいるところでございます。どうしても職員の保育士の基準どおりでは、もう少し待機児童が現実発生する状況にはあります。そこをクラスの編制を工夫したり、あるいは複合して先生たちが見られないかというふうな工夫をした上で、実は今年度も年度途中、待機児童を解消してまいりました。

現在の1名の方につきましては、復職したいというふうなことでの年度途中での申込みがありましたので、何とかできないものかなということで検討はしたのですが、その配置基準を考えた場合、どうしても今度保育のほうに無理がいつてしまうということになりまして、その保護者の方と協議をさせていただきまして現状を、こういう現状だよということで丁寧に説明した上で対応して、ご理解をいただいて、来年度まで何とか待っていただくような方向ではお話を進めたところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 保育現場というか、そういう現場でも努力されているようですし、保護者のほうも理解を示しているようですが、今のように復職をしたいということで、生活がかかっているようなこともありますので、この制度上、どうしてもやむを得ないとは思いますが、引き続き今課長が答弁なされたようなことで、何とかこの問題が解消できる方向での取組を、ここの部分をお願いしたいと思っております。

次に、保育士の確保ですが、何とか今のような取組はしているようなのですけれども、その保育士の応募と言ったときに、二次的な要素、例えば住むところも町としてはいろんなところを確保するように努めていますとか、何か保育士さんにとっても、岩泉町に来てみたいと、こういう条件であれば来やすいというふうな動きが出るような進め方も必要ではないかなと思っております。あわせて、実習で来たときも、こういう実習現場であれば私は来てみたいというふうなものもそろそろ、保育士さんの確保につながるような気がいたしますが、そのお考えについて伺います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 保育士確保についての取組でございますが、議員おっしゃったように、保育実習生、毎年度のように受け入れております。今年度も5名から10名、3園で受け入れたと認識しておりました。その方々にも、園長さん方とか担当課でもい

ろいろな策を講じながら、声かけはさせていただいたりしておりました。

あとは、保育士養成学校への訪問とか、そういったのも行っておまして、実は保育士養成学校への訪問をした際に、直接学生から聞いた話ではございませんが、担当の先生から聞いた話ですと、最近学生の志向が変わってきているというお話を、ちょっとショッキングなお話を聞いてまいりました。保育をするに当たって、待遇面よりは自分が住みたい場所を選ぶ傾向がより強くなってきているというようなことで、そういう話を聞いた際に、なかなかそうなると、広く一般的に公募して保育士募集というよりは、表現は適切でございませぬが、ある程度一本釣りのような形で確保していくというふうな状況がもう目の前に来ているのかなという、ちょっと厳しい現実を突きつけられたなと思っていました。ただ、そうはいつでも、いろいろな地域おこし協力隊、またほかの養成学校等々にも声かけはして努力はしているつもりではございますが、現実どうしても保育士不足が続いてしまうという状況になってございました。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 今のお話を聞いても、やっぱり保育現場プラス新しく来る方々の環境の問題というふうなのが見受けられます。ぜひ担当する課のほうでも、こども園にもお任せしながら、ただ受入れ環境、これについては率先して、岩泉が環境が悪いというふうには私は受け止めませんので、むしろ盛岡とか都会から来る人たちは田舎で自然に育っている子供たちに接しながら、こども園活動したいというのも十分に考えられますので、そこは前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っております。

それから、次の子供の居場所づくりについては、答弁にあったように、岩泉町でもたくさん居場所づくりに取り組んでおられるようですので、これを子供の居場所というふうな観点からも取り進めていただければということでございます。

それから、出産祝金の増額の件につきましては、現行制度の拡充について考えておられるようですが、その出産祝金だけではなかなか少子化というところに結びつかないかなと思ったりもしますが、子供の成長段階における部分の子育て支援という点については、この出産祝金を検討するときに問題となったり、協議をされているのかどうかお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁。どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員今お話しのありましたものですが、昨年議会のほうから、その子育てに関してのお祝金の話もいただいております。その後町のほうでもいろいろ調べたり、調査をしたり、検討をしてみいました。お祝金自体につきましては、県内で33市町村のうちの15市町村が実施しているということでございます。

その中で、少子化対策、定住対策、こういった人口減少の中での取組とすれば、そういったお祝金というのもこれは一つではあるかと思うのですが、効果として、今議員お話しがありました段階的な支給であったり、今国、県で実施しようとしてやられているのが妊娠時の届けで5万円、あとは出産の届けで5万円、10万円という制度も今練られております。

先日、未来づくりプランの後期計画に当たりまして、実際に子育てをしているお母さんたち、お父さんたちから、集まっていたきまして意見交換した際にも、その方々からも段階的などころというのも、やはり貯金ができなくて、入り用なものがなかなかそろえられないというお話もありましたので、それらも総体的に含めながら、こういったものが効果があるのか、皆さんが望んでいるのかということも引き続き考えてまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） そのように成長の過程に伴う分の協議も入れていただければ助かるなと思いますので、ありがとうございます。

次に、教育委員会の答弁がありましたスクールバスでの置き去り問題ですが、まさかと思うような、もう起きないだろうと思いつつも、この前も川崎のプールの子供とか、一関でもあったりしますので、これは教育委員会の安全徹底マニュアルを見れば、岩泉町はゼロだし、今後も起こり得ないというふうな確信は得るわけですが、一つ特にも運転手さんができるだけ同じ人でコミュニケーションを取っているというふうなことなようです。これは、引き続きこの方向でゼロは、絶対起こしてはいけないというふうなことをお願いしたいと思っておりました。

ただ、1点、これから冬になって寒が強まります。釜津田方面から来ると、浅内にトイレがあるというふうになると、冬期間の凍結とか、いろんな対策も一つ必要になっ

てくるかと思うのですが、事前にそういうふうな検討はなされているとは思いますが、その点についてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木剛教育次長、答弁願います。

○教育次長（佐々木 剛君） 浅内地区のトイレの関係についてご答弁いたします。

今年度、釜津田から統合ということで、春、3月頃にトイレの整備、それから環境整備等を行いました。その際に、凍結防止ヒーターのついたトイレということで整備をさせていただきました。今回冬場を迎えるということで、担当のほうにはまず点検も含めて実施するように話しておりますし、あと浅内の自治会の方の協力も得まして、除雪等も含めての環境の整備もお願いしているところですので、これにつきましては引き続き凍結等、それから除雪等も含めて使えるような形で対応していきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ小まめに現況を把握していただきながら、子供たちの安全には努めていただきたいと思っておりました。

それから、交通安全教室もやられているようですが、特に今年は工事が多かったり、歩道まで工事用車というか、ガードレール、柵を、歩道の半分までも寄こしてしまって、子供たちの歩くところが大分窮屈なような通学体制でございました。こういうこともありますので、何か業者とか、そういう関係者との協議をしているようでございますが、現地を確認の上、その都度、絶対事故を起こしてはいけないと思っておりますので、ここには安全確保をお願いしたいと思っております。

それから、パソコンとかスマートフォンの問題、どうしても国のほうでは今のところ科学的な根拠はないと言いながらも、小さな子供さんを見ていると、どうもご両親が忙しいというふうなときにはテレビとかそっちに、スマホのゲームを預けて、そして親は親の仕事をするというふうなことになるために、見ていると近づいてやっていて、目が偏ってきたりなんかしている子供も実際にいたりして、眼科に行くと、これはもうゲームのやり過ぎですというふうなことになるので、教育委員会が示しているようなノーメディアデーの設置というふうなことで、これについては現実学校との実態調査で執り行われているかどうかというのは把握しておられるかどうかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、ノーメディアの関係ですけれども、これは今のこの状況ですと、かなりスマートフォン、それからゲーム機も普及しております、全くなくするということはできない。やはり上手な付き合い方をしていくということが大事ななと思っております。

その中で、各学校ではやはりこのメディアの関係にもいろいろ取り組んでおりまして、例えば岩泉小学校ではノーメディア週間というふうな取組もしております。また、そのほかにも、小本小学校でもノーメディアチャレンジ週間というものもありますし、岩泉中学校では火曜日に、これは時間指定して1時間以上はメディアから離れるというふうな、学校で様々な取組をしているところです。また、安家小学校では、全く使わないということではなくて、セーブメディア週間ということで、自分で使える時間を決めて、家庭でも相談して使える時間を設定して、それにチャレンジして、最後に結果を評価するというふうな取組もしております。各学校それぞれいろいろな工夫をしながら取り組んでいるという状況です。

その中でもやはり大事なのが、子供と家庭でのルールづくりというものが非常に大事ではないかなと思っておりましたので、これについては全学校で取り組んでいるなと思っておりました。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 学校での関係は、多分子供たちもきちんとやっているかと思うのですが、今お話しがあった学校の感覚と子供と家庭というところを、どうも家庭にいくと少し子供もわがままでいるのか、甘くなってしまうのか、そこら辺のところを、家庭教育学級もありますが、ぜひ学校の習慣を何とか家庭でも、時間を決めるとか、ノーメディアデーのようなものやれるのかどうか、これを、ここで答弁のあったようなことも家庭でできるような形での取組をしていただくようなことで、ご指導をお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、最後になりますが、このマスクの問題です。このとおり今のところは問題がないということでございますが、一部の父兄のほうからはマスクの必要性というか、

結局どうもテレビで出るワールドカップとか、それからメジャーリーグなんかでも、外国の方々が大量に、5万人、6万人集まってもマスクをしている様子がないというふうなのを受けていて、このマスクの必要性というようなのを訴えてくる父兄もいるのではないかなということから、こういう質問をさせていただきました。そういった意味では現在この答弁のとおり、いずれ国の指針によって進めていくということで、やむを得ないところだと思います。何せ中学校ぐらいになったときに、思春期を迎えると、慣れてしまう、マスク生活がとても気に入ってしまうと、外せなくなるかなという懸念もあるところからの質問でした。そのところは学校からはないということですが、再度学校との中で全く問題がないかというところの再確認をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木教育次長、答弁。

○教育次長（佐々木 剛君） マスクの関係でございますけれども、このマスクは、国のほうでも感染症対策としてのマスク着用は、やはり有効な手段であるというふうなことはこれまでもアナウンスされておりますし、ただその一方ではマスク着用が必要ない場面ということで、人との距離が確保できる場合というものも示されておりますので、以前、本当のスタート時に比べますと、やはりマスクを外す場面というのも出始めていると思いますし、学校でも、答弁にもありましたとおり、体育のときとかは外すというふうなことで外す場面も、そういう場面も出てきているのかなというふうに思っております。

また一方で、マスクの着用について、やはりどうしてもマスクを着用させたくないというご家庭の声もあるようには聞いておりますけれども、これはあくまでも感染予防対策ということで、マスクを着用したくないというご家庭の訴えにつきましては、強制的に何が何でもつけさせなければならないということではなく、やはり説明をした上でご理解いただいて、特にマスクをしたくないという場合には強制できないというふうにごちらでは思っております。ただ、そういう声はほんの少しですので、特にそれが学校で問題になっているということでもございませんし、学校でも、それから子供たちも理解した上での対応かなというふうに思っております。

いずれ引き続きこのマスク着用については、コロナの終息までは国のほうの通知に基づいて、やはり有効な手段というふうなことで捉えておりますので、このような対応で

取り進めてまいりたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） いずれ質問と答弁と、それから再質問も含めて、町として岩泉の子供たちに全神経を集中しているように見受けられて、とても頼もしい限りでございます。今後も引き続きコロナも含め、それから学力向上、そして生活安全も含め、子育てに関してはご尽力をいただくことをお願いして質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、3番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして、一般質問を行います。いまだ衰えを見せない新型コロナウイルス感染症ですが、ワクチン接種や各種対応に追われている職員の皆様に敬意を表しつつ、今後の町政につき、以下の2点について伺います。

町では、未来づくりプランの重点プロジェクトで関係人口の拡大をうたっておりますし、未来を創る希望プロジェクトではふるさと創造企画も挙げています。現在、様々な状況の変化により、関係人口、交流人口は減少傾向にあり、それを打開するため、各関係機関ではそれぞれの対応策を模索している状況にあると認識しております。

そこで、岩泉町の魅力を再度掘り起こし、最大限に発信すること、産業の振興や地域づくり、観光・イベントなど広範囲にわたり検討する岩泉町まちおこし推進協議会を結成し、今後の町やまちづくりの在り方を多方面から検討すべきではないでしょうか。未来づくりプランのまちづくりの理念と基本姿勢の、自分たちの手による持続可能な地域づくり、未来を創り出す行政組織づくり、多様な主体と行政の協働によるまちづくりを実践する実働部隊になり得ると考えますが、町長の所見を伺います。

次に、役場庁舎の改修整備について伺います。老朽化が進んでいる本庁舎は、建て替えなどの検討に入る段階だと認識していますが、小川支所を含む小川地区の複合施設整備の進捗状況と併せて町の見解を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） それでは、中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、島山昌典議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、本町のまちおこしについてであります。関係人口、交流人口の拡大は、人口減少社会の中において重要な取組であると認識をしており、未来づくりプランの中でも重点プロジェクトの一つに位置づけております。

近年は、新型コロナウイルスの感染拡大により人流が抑制をされ、大変厳しい状況が続いておりますが、その中にも町民の皆様のご協力やご支援も賜り、様々なイベント、観光誘客対策、お試し居住プログラムと連動した地域おこし協力隊の募集の取組強化など、多種多様な移住、定住施策に積極的に取り組んできたところであります。

特にも地域おこし協力隊の人数は、任期を終えた方も含め、令和元年度の6人に対し、令和4年11月末現在では26人に増加をしております。

また、観光の入り込み客数につきましても、令和2年度の26万8,000人に対し、令和3年度は30万2,000人と、この逆風の中におきましても着実に数字を伸ばしているところであります。

議員ご提言の岩泉町まちおこし推進協議会の結成につきましては、多様な主体の参画により、まちおこしを実践できる団体の一つとなる可能性はあるものと、このように考えておりますが、既存の類似団体などとの関係性や位置づけ、あるいは整合性の調整の問題、さらには性格づけや役割分担など、様々な角度からの調査研究が必要になるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、町役場本庁舎の改修整備及び小川支所を含む小川地区複合施設整備の進捗状況についてであります。役場本庁舎は昭和41年1月建築後、57年を迎えようとしており、議員ご指摘のとおり、新たな庁舎整備の検討に着手すべき段階に来ていると、このように認識をしております。

他市町村の例を参考にしますと、内部検討組織立ち上げから住民説明等を経て、庁舎整備完了まで5年から6年の期間が必要と考えられますので、令和5年度に内部組織を立ち上げ、財源確保等も含め、今後時代の趨勢等も勘案をしながら、様々な可能性を模索しながら、庁舎の在り方、施設整備の方向性について検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、小川地区複合施設の整備につきましては、本年6月に庁舎内部で施設整備検討チームを立ち上げ、整備計画の検討を進めており、本定例会に基本設計の補正予算をお願いをしているところであります。本年度中には基本設計に入り、地域の方々のご意見もお聞きするとともに、議会にもご協議を申し上げながら、令和7年度の整備完了の予定で作業を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、再質問はありますか。どうぞ、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） それでは、ここから再質問を幾つかさせていただきます。

まず最初、人口減少、交流人口の減少のことですけれども、令和2年度から3年度増えている、交流人口が増えている、これはそのとおりでと思いますけれども、大きな長いスパンで見ると、やはり減少傾向にあるのではないかと、あるいは人口減少は未来づくりプランで示されているよりも早い減少になっているのではないかと考えておりますけれども、今の現状の把握をどういうふうに捉えているか、まずそこをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 人口減少につきましては、これまでも様々議論されてきたり、国内全体の問題にはなっているわけですけれども、世界的にはせんだっても80億人を超える、まだ伸びているという話がありますが、国内でいいますともう既にピークアウトしておりまして、急激にここから人口は落ちていくのだろうという予測されています。

本町におきましても同様でして、震災、台風という被害に見舞われておりますが、そういうのがなくても、これは多分今後やはり人口減少というのは続いていくというような感覚では捉えております。その中でいろいろな戦略、政策を立てながら、もがいているような状況でございます。コロナ禍においても、先ほど申し上げたように、やはりその中でもいろんなことをやっております。その中で、結果的にどのぐらい抑えられているかというのは、これはちょっと結果論でしかないのですけれども、外部人材であったり、地域おこし協力隊であったり、観光誘客、交流人口、こういったものに努力はしてきているというような状況で捉えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思いますし、なかなかV字回復ができないような状況にあることは私も承知しております。1つ、観光とかイベントの件についてちょっとお伺いしますけれども、以前5月の連休に龍泉洞まつりがあると、そうすると車の車列が町内のほうまで来るような人気の観光地、観光施設だったと思うのですが、現在やっぱりそういうところまではいっていないと。なかなか入洞者数も減少傾向にある中で、これからの岩泉の観光とかイベントを考えたときに新たな策、一手を打つべきではと思うのですけれども、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、小成健経済観光交流課総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） ただいまの件についてお答えします。

町のほうでは、確かに昔であれば、お祭りといえば龍泉洞まつりというふうな感じだったのですけれども、交通網の整備等がございまして、移動時間が短縮されていることがございまして、観光客の方々の選択肢が増えているというのが現状でございます。でするので、例えば1時間でこのエリアに行ければ、イベントが幾つかあるというような感じになっているのが現状でございます。

それらも踏まえまして、今年度であれば、龍泉洞まつりの際に七輪まつりというものを実施しまして、これは結構好評でした。やはり町の方々がイベントに参加して、この時期であれば、このエリアでこういうイベントがあるというのが定着して行って、それがSNS等で拡散していけば、皆さんがリピートしていただけるような現状にございますので、まず町民の方々が楽しんでいただけるようなイベントを開催していきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 確かにいろんな試みはしているのも承知しております。議会の総務常任委員会で、先月ですか、青森県の田舎館村というところに視察に行っていました。ここでは、やはり人口減少もですけれども、交流人口が非常に少ないということで、何かしらのイベントなり何かを模索して、村おこし推進協議会というのを立ち上げたということを伺ってきました。それが今回の一般質問につながっているわけなのですが、模索していく中で失敗したことがたくさんあって、足元を見たときに田舎館

村は稲作が盛んであったと。弥生時代に稲作をしていた史跡も見つかっているということから、古代米と現代米の色の違いを活用した田んぼアートというのをやってみようということで始まったみたいなのですけれども、年々クオリティーが高くなっていて、ピーク時というか、多いときに35万人くらいの交流人口の創出をしたと。これは、着目すべきは何もないところからつくり上げたということだと思います。アイデア一つでそういった数十万人を呼び込めるようなイベントになったということは着目すべきだと思いますけれども、そういった何かを生み出すことをこれから検討すべきと思うのですが、その考え方はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私も田舎館村イコール田んぼアートというイメージがございまして。直接行って見たことはないのですが、かなりマスコミのほうにも露出していて、そこでの地域おこしの団体は全国表彰も受けているというふうなところは承知しておりました。今全国に広がって、岩手でもやっているようですけれども。そういった地域の宝というか、そういった資源を生かしてそういうふうなものをやっていくというのは、これは当然見習うところでございまして、我々もこれまでもそういったところは努力してきているつもりではございます。今議員おっしゃったような形で、今我々も取り組んではおるのですけれども、観光であれ、この定住対策の部分では、そういった地域資源というのは様々あります。今もまだ出てきているものもありますので、そういったものを掘り起こしながらやるというのは、日々我々も考えなければならないですし、町民の皆さんと一緒にやっていくべきところだろうなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） そのとおりです。何もイベントなり、そういったことを考えるのは、職員でなければいけないということは私はないと思いますし、民間の力を活用することも大事だと思っております。

1つ成功例といいますか、龍泉洞みずまつりというものが、私の認識の中では民間の方々が、よし、やろうというところで、行政もそこに支援して、30年間続けてきて、下は児童の皆さんから高齢者の方々まで非常に多様な方々が参加するまつりだったと思います。今残念ながら中止している状況ですけれども、以前の委員会とかでもこの話題は

出ていました。復活に向けての今の動きはどういったものか、お話しください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、小成健経済観光交流課総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（小成 健君） では、龍泉洞みずまつりの件についてお答えいたします。

龍泉洞みずまつりに関しましては、平成29年の第30回龍泉洞まつりを最後に、みずまつりとしての開催は終了している現状でございます。その際、終了に至った経緯ですけれども、それこそ参加者の減少等、生徒の減少等々がございまして、おまつりの開催は終わっているような現状になっておりますが、その後、今年度観光協会のほうが主体となりまして、龍泉洞みずまつりの後継事業の検討部会というものを10月に立ち上げまして、来年度いっばいかけまして龍泉洞みずまつりの後継事業について検討するというような動きをしております。そのメンバーとしては、それこそ町内の商店街の方々と小川の水まつりの実行委員会の方々と町の職員も入りまして、関係者一体となって新たな後継事業の検討を進めていくというような動きをしております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 同じものを復活させるのがいいのか悪いのか、あるいはその形を変えて冬のイベントとしてやるのか、ぜひそういったところも多方面から検討していただいて、前向きに対応していただきたいと思います。

話はあちこちに行くのですが、以前岩泉町は盛岡に飲食店大地というのを出店したのが記憶にあるのですが、そのときは山形村とコラボして短角牛の消費拡大とか、そういったものを狙って出店したように記憶していますけれども、その出店に至る経緯とか、その成果というのは町ではどのように見えていますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） では、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 当時、数年にわたって実施した、内丸、櫻山神社のところですか、県庁前の。それで、山形村と一緒に町の特産物、特に短角牛をメインで料理を提供していたというふうに承知していますけれども、山形村と一緒にやったと。我々の岩泉町のブランディングであったり、あと地場産品をそこで提供することによってファンを集めたり、効果を期待しながらやったアンテナショップというか、そういった岩泉町と山形村でPRをするということだったかと思います。その中でお客

さんには来ていただいて、いろいろと食べていただいたり、そういった料理の部分では評判はよかったかなというふうに思っておりました。そういったPRの部分では、そういうところはできたのかなというふうには考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） 当時、岩泉町と山形村でやったものだと思いますけれども、今現状を見ますと、例えばマツタケも全国的なブランドになっていますし、もちろん短角牛も有名です。海も抱えて海産物等も豊富とか、あるいは黒豚も有名なものがあって、それを使ったギョーザも今頑張っていると。もちろんヨーグルトも順調だということで、岩泉町だけでもそういったものがつくれるのではないかなというふうに思って今の質問をしました。そういったことは、これから可能なのでしょうか。検討に入る余地はあるかどうか、アンテナショップとして。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今町というか、第三セクターのほうでちょっと計画しておりますのが、ホールディングスでジェラートを盛岡の新しく肴町のところにできますmonakaのほうでの出店を考えておりました。そこは、ジェラートでまず岩泉のブランドというのをまた売り込んだり、ファンを増やしたりという部分もございます。あわせて、ここは来年度1年間かけて、そこの計画を詰めながらやっていくのですけれども、ホールディングスと話をしながら、その中でこういったものがまた岩泉町のPRとしてできるかというのは、これは取っかかりとしてもう既に計画されていますので、それは進めてまいりたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） これを聞いたのは、ぜひ岩泉町をもっとPRしたい、魅力を県内外の方に伝えたいという思いから今の質問をしました。今やっていないとは言いません。各機関でいろいろPRはしていると思いますけれども、さらなることということで聞きました。先ほどお話ししました田舎館村の担当者の方に、視察の最後に田んぼアートの前と後で何が変わりましたかというのを聞いたときに、もちろん交流人口が増えたことで経済の活性化にはつながっているということは申ししておりました。ただ、一番変わったのは、村民の考え方が変わったというふうなことを聞いて、それは何ですかというこ

とを聞いたところ、村に自信を持てるようになったと。村に誇りを持てるようになった、これが一番変わったことだというふうに聞いて、やっぱり何かしら変化を求めて何かをした結果というのがそういうことにもつながるのだなというふうに思います。何もできなくなってから何かをしなければいけないというふうなことではなくて、今まだ少し元気のある、余力のあるうちにこのまちおこし、まちづくりを真剣に考えてやっていく団体というか、そういったものが必要なのではないかなと思っております。もちろんまちおこし、まちづくりには、1次産業から6次産業までの産業の活性化とか、そういったものの支援、振興も必要なことだと思っていますけれども、今言ったように、何か思い切ったことに打って出ることも大事なことだと思っていますので、その辺のこともよろしく願いいたします。

新庁舎の件でちょっとお伺いしますけれども、私もすぐすぐやらなければいけないとは思ってはいませんが、その検討に入る段階であると。特徴のある庁舎というのも一つまちおこし、岩泉町の魅力を伝えるというには非常に大事な観点かと思っております。例えば紫波のオガールの取組は全国的にも有名ですし、あとネットで見てみると、有名な建築家とのコラボした庁舎というのも非常に全国で注目を集めています。そういった意味でも魅力ある庁舎づくりというのが大事かと思えますけれども、その辺の見解はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議員からのご質問のありました新庁舎の整備検討ということでございますが、先ほど町長からも答弁申し上げましたとおり、庁舎自体も41年に整備してから57年近くにもなっております。途中耐震診断あるいは耐震補強、2度ほど繰り返して、長寿命化といいますか、延命化のほうを図ってまいりました。確かにもう時期的には、昔であればRCのほうは法定で50年というのがあったのですが、最近基準としまして目標耐用年数という見方がございます。そちらですと、鉄筋コンクリートですと、50年から80年ということになっていまして、大体の市町村が65年を大体耐用年数ということで判断していらっしゃるようです。

今現在私どものほうでも、以前からオガールの部分、あるいは八幡平市の新庁舎とか、最近で言えば、先月の葛巻町さんの今新しい庁舎整備されました。ですので、まずはそ

ういった近いところの情報を収集しながらとは思ってございますし、ただやはりそこは大きな財源が必要になってきます。葛巻町さんも、この前新聞で出た内容では40億円ということですが、これから2期工事に入るようで、最終的には令和6年の中盤に完成して、60億円ぐらいの金額になるということでございますので、まずは私どものほうもそういった財源部分の確保も考えながら、そして建物の整備につきましてはやはりほかの市町村も五、六年かけて慎重に整備を進めているようでございますので、まずは今年度中は近いところの、葛巻町さんとかの情報収集しながら、そして来年度から、先ほども答弁申し上げたように内部での検討組織、そしてあとは外部からご意見いただく組織、そういったものの立ち上げ等も検討してまいりたいと。そして、町民の皆様説明しながら、その中で先ほど申し上げた、議員からお話しのあった、ある程度岩泉町の町に合った形のデザイン等はその中でご意見は取り入れていきたいと思っております。本当に皆さんが利用しやすく、親しまれる、あるいは効率的な行政運営が行える、そして今であれば防災拠点となる庁舎、さらには環境に優しい庁舎、そういったコンセプトが出てくるかと思っておりますので、そういった点を踏まえながら、町としては本当に50年、60年に1回の大事業になってきますので、町民の皆様のご意見をいただきながら、慎重に事業のほうは進めてまいりたいと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） ぜひそのように慎重に検討していただきたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、小川の複合施設、これから基本設計、詳細設計に入っていくと思っておりますけれども、お願いしたいのは、もちろん住民の方の意見を聞くということも非常に大事だと思います。それとあわせて、大きな箱物というか、大きい施設にすることがいいことではないと思います。非常にコンパクトで皆さんの使いやすい施設に、それこそ魅力ある施設になってもらえるような、そういった検討をお願いしまして、本席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時55分）

再開（午後 1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより休憩前に引き続き、一般質問を行います。

11番、合砂丈司さん、どうぞ。

[11番 合砂丈司君登壇]

○11番（合砂丈司君） 11番、合砂丈司です。通告に基づきまして、質問いたします。

平成28年台風第10号豪雨災害により、小本川、安家川の氾濫、そして道路の崩壊と大きな被害を受けました。その災害から6年3か月を経過しましたが、復旧、復興にご尽力いただいております町長をはじめ関係者に対し、改めて感謝申し上げ、道路整備について次の点を質問します。

令和4年11月5日、大川、安家、有芸とそれぞれの地区の県道の道路整備について、住民総決起大会が行われました。これは、大きな成果ではないかと私は思います。

また、安家地区では、地域振興協議会を中心に整備に対する道路点検を行ってきております。

まず1点目に、県道普代小屋瀬線についてお伺いします。この道路は道幅が狭く、急カーブとなっており、大型車の擦れ違いは大変難儀しています。松ヶ沢地区から坂本地区の間は、ところどころで1.5車線の整備が決まっていますが、思うように進んでいません。

また、大雨による川の増水で道路が通行止めになったりします。町は、県に対して強く要望すべきと思いますが、考えについてお伺いします。

2点目は、県道安家玉川線についてお伺いします。この路線は、年々橋から道幅が狭く、土砂や岩が崩れそうなどころもあって危険であり、冬の除雪にも支障が出ると思います。県道の整備について要望すべきと思いますが、見解をお伺いします。

3点目は、町道奥岩泉線についてです。この路線は、平成28年台風10号豪雨災害時には迂回路として、葛巻方面から安家森を経由し、利用できました。大切な道路として整備が必要ではないかと思いますが、その考えについて見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 11番、合砂丈司議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、県道の整備についてであります。これまでも県への統一要望や各地区の道路整備促進期成同盟会の活動など、様々な機会を通じ、早期の道路整備に向け、要望活動を行ってまいりました。

去る11月5日には、町内県道整備促進住民総決起大会を開催したところであり、この大会を通じ、県道の早期整備が町民共通の強い思いであることを町内外に発信できたものと確信をしており、今後における県等関係機関への働きかけの大きなはずみになるものと、このように期待をしているところであります。

ご質問のありました県道普代小屋瀬線につきましては、松林工区の整備が本年度の完成に向け進められており、松林地区から坂本地区までは1.5車線化の区間を10か所整備すると伺っております。

このうち、これまでの完成箇所が2か所のみとなっておりますことから、残る計画箇所の早期整備と併せ、本年8月の大雨で冠水をし、一時通行止めとなった区間のかさ上げ整備につきましても強く要望をしまいたいと考えております。

次に、県道安家玉川線につきましては、いまだに具体的な整備計画が示されていない状況にありますので、早期の事業化に向け、安家地区道路整備促進期成同盟会とともに、引き続き粘り強く要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町道奥岩泉線の整備についてであります。本路線の大坂本地区北側の住家から大規模林道八戸川内線までの約4キロメートルの区間が未舗装となっております。この対策として、本年度に切削材による舗装整備を約2キロメートル行ったところであり、残る区間につきましても今後同様の整備を行い、利用者の利便性を高めてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 11番、再質問ありませんか。どうぞ。

○11番（合砂丈司君） ありがとうございます。まず、普代小屋瀬線ですが、度重なる

台風とか大雨によって通行止めになる区間があるのですが、それによって県ではかさ上げですか、30センチぐらいのかさ上げをしたようですが、あれはかなり超えると思うのです。だから、再度また強く要望すべきだと思うのですが、今来なくても、春先とか雪解けで増水したときは、もう既に超えるような状態になっているように感じます。

また、川沿いの砂利も最近高くなっているような気がするのです。通行してみれば大体分かるような気がするのですが、私は毎日通ってみて分かるのですが、同時にあれも町としても県と協議しながら、河川のことも考えながら、整備を考える必要があるのですが、その考えについてちょっとお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 普代小屋瀬線の冠水箇所、今年の8月の大雨のときも冠水し、一時通行止めになったという場所ですけれども、こちらにつきましては私どものほうも、こういうケースが続くということは好ましくないということで、もう速やかに岩泉土木センターのほうに訪問しまして、まずは応急的な対応ということで、現在川側のほうにブロック積んでもらってありました。

ただし、議員今ご質問のとおり、今後の大雨でやはり増水の可能性は否定できないかなと思っております。また、反対側は山からの水も出る場所ですので、どうしてもそこに内水が集まる可能性もありますので、やはりここはかさ上げということ、整備を要望していかなければならないと思ってございまして、このかさ上げ要望につきましても、今年度も土木センターさんのほうにはお願いしてございました。ただし、どうしても一定の調査費、予算という部分がかかりますので、なかなか即答のない返事というのはまだもらってはおりませんが、同様の思いで県もおるといことは確認しておりますので、今後も引き続きこの場所につきましては要望は継続してまいりたいなというふうに思っております。

また、川沿いの砂利、ここは町管理の河川になります。ご質問のとおり、あそこに砂利がたまっているということで、ここの対策もやはり計画的に行っていけば、少しは水の流れもスムーズにいくかなと思っておるのですけれども、ここ数年来の突発的な豪雨に対しては、根本的にやっぱり道路のかさ上げを要望していくことを最優先に町としては対応してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 11番。

○11番（合砂丈司君） 県に対しての要望ですので、答弁はしづらいと思いますけれども、いずれにしても住民が一番困るのです、やっぱり通行止めになると。本当に不安でしょうがないと思うのです。それに、1.5車線化で松ヶ沢からようやく整備が決まって、工事するようになっているのですが、10か所のうち2か所が整備された。比較的楽なところというのはあれですけれども、簡単なところが終わったような気がするのです。まだまだこれから坂本地区に向けて、かなり難所なところがあると思いますが、ぜひそれに向けても、早期開始に向けて要望するように働きかけていただきたいなと思います。

それから、坂本地区から鈴峠を經由して葛巻方面へ抜ける路線なのですが、同じ普代小屋瀬線ですが、あの路線が台風10号以来ずっと通行止めなのです。夏、何とかお願いして、放牧地もあるものですから、通らせてもらっているのですが、ぜひあの路線も整備してもらって、通行止め解除するように働きかけをお願いしたいのですが、そのことについても答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） まず、普代小屋瀬線の1.5車線化の早期整備ということで、2か所のみ完成になっておりますので、こちらの整備促進は私どものほうも引き続き行ってまいりたいと思います。現在県土木さんとの情報交換の中では、今年度は来年度工事予定の場所の先行用地交渉を行っておるというふうに伺っております。ただ、どうしても来年度予算については、なかなか具体的な返事というのはまだもらえてはおりませんけれども、当然今の1.5車線化、10か所の計画が令和9年度までのあと5年間の中で8か所やるということで県も事業を進めてまいりますので、私どもとしても一年でも早くこの全体10か所が終わるように、やはり継続して要望のほうは進めていきたいなというふうに思っております。

次に、普代小屋瀬線の鈴峠の工区の通行止めの関係ですけれども、こちらにつきましては以前の大雨災害でのり面の崩壊等あって、こちらのほうが営林署さんの事務手続等がかかって、その解除をもって工事を進めていくという返事をもっていたのですけれども、今年の夏にその手続も終えて、工事の入札のほうも終えて、いざ工事着手という中で、8月以降の大雨でやはり道路洗掘等がほかの場所であって、そちらのほうを先行

してやるということで、一時こちらのほうは工事のほうは止まっているというふうなことで、先般県のほうに聞かしても、この区間が冬季通行止めの区間になりますので、工事につきましては来年の春から進めて、早期に終わらせたいという返事はもらっておりますので、ここにつきましても我々も早期の完了、完成の要望は続けてまいりたいなと思います。

また、来年春になりますと、鈴峠牧区に行き来する組合員さんもおられると思いますので、その通行に関しては支障が出ないように、私どもからも土木センターさんには要望しておりまして、そのことについては了解いただいておりますので、また機会があれば、そういう情報をいただければ、我々も随時要望のほうはしてまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 強い要望で県に対してお願いいたします。

次に、安家玉川線ですが、年々橋から野田までの路線なのですが、そこに、年々橋からも道路幅が狭くて、擦れ違いもできない状態なのです、何メートルぐらいか。やっぱり土砂も崩れそうなどころがあつて、いつも難儀しているのですが。それに、もう一つ集落、茂井集落周辺、あそこが本当にそこも狭くて、カーブがきつくて、民家のすぐ下に石垣があるのです。石垣にちょっと当たると、もう除雪する機械があるところも崩れてきそうなどころがあるのですが、あの辺もなかなか整備してくれない。そういうところをぜひ強く県に対して整備をお願いしたいと思うのですが、それについても考え方をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 安家玉川線、こちらについても議員ご質問のとおり、幅員が狭く、そして急カーブが続いている場所もあるというのは私も認識しておりますし、町もそのことをやはり改善してほしいということで、これまでも県への統一要望、そして各同盟会の要望でも改良整備の要望はしておりましたが、現実的にはなかなか事業計画が上がっていないというふうなことで、こちらにつきましてはこの道路大会を機に、改めて何かということではなく、現状も県土木さんも分かっておりますので、ここに

いては粘り強く継続した要望活動を取り組んでいきたいと思ひますし、当然県道、こちら県管理で除雪なり、通常の道路で支障があれば即対応していただけると思ひておりますので、そういう具体的箇所につきましても我々のほうからもやはりピンポイントで、その場所の整備改良につきまして要望のほうはしてまいりたいというふうに思ひております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） ぜひ働きかけていただきたいと思ひます。

次に、町道奥岩泉線についてですが、この路線は台風10号のときは安家森を經由して人の移動、そして物資が届けられた大変重要な路線なのです。今4キロぐらいかな、砂利道になっているのですが、これの整備、切削材で整備すると伺ひていますが、崩れそうなところもあったり、ぜひ支障のないような整備をお願いしたいのです。これによつて台風10号のときはかなりの人が助けられたというか、本当に命の道路といつてもいいぐらいな路線ですので、そこに住んでいる住民でなければ分からない本当に重要性というか、路線なのです。だから、ぜひこれの整備についても強く、町としても支障のないような整備をお願いしたいのですが、それについて再度お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 奥岩泉の未舗装部分の道路整備というご質問ですけれども、町長答弁のとおり、約4キロの未舗装区間のうち半分、切削材による舗装整備を行ったところですよ。我々としてもやはりあそこ、葛巻から来る方、または林間使う方々を含めて重要路線という認識しております。

そういった中で、速やかにやれる方法としては、切削材、材料を手配できましたので、こちらのほうでまず対応すべきという判断させてもらつて、残りについても今後材料を確保した上で対応はしていきたいというふうにご考へております。ここを、例えば一般的なアスファルト舗装等整備というふうな議論になりますと、やはり延長も長いということから、相当の事業費が見込まれます。そういった場合、国庫補助金等の財源の確保ということになりますと、ある程度どうしても時間がかかつてしまうというふうなことから、我々とすれば材料の確保ができた切削材によつて、少しでも通行客の利用に支障が出ないような対応が望ましいかなというふうにご考へておりました。

そういうことで、まずはこの未舗装区間全線、切削材による舗装のほうは対応していきたいなという考えでおりますけれども、またその他の改良整備につきましては、ほかの町内町道等もまだまだ舗装になっていない路線もありますので、こちらとのやっばりバランス、計画性も加味しながら、整備のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） ありがとうございます。今までに質問した3つの路線ともですが、どの路線ともそこに住んでいる住民だけが利用するのではなくて、この道路の重要性というのは、どっちにしてもどこかに通り抜ける道路なのです、ほかの人も来たり行ったりする。そういう観点から、例えば今言った町道は葛巻方面から安家森を經由してきた、行く人もあれば来る人もある。それと、台風10号のとき教訓したのですが、やはり、例えば川口地区では安家に来られないから半城子の奥を利用して山根のほうへ抜けた、あるいは年々の人たちは大規模林道のほうに、普代に抜けたと。やっぱり通り抜ける道路としても整備しておく必要があると思うのです。そこに住む住民はもちろんですが、そういう道路整備することによって観光とか、いろんな面にもつながっていくと思うので、山間地の道路の整備の重要性というのはよく考えて、整備をお願いしたいと思っております。町でも財政が厳しくて大変だと思いますけれども、ぜひこれに取り組んでいただきたいと思っております。要望です、これは。

以上で終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで11番、合砂丈司さんの質問を終わります。

次に、9番、早川ケン子さんの質問、お願いします。どうぞ。

〔9番 早川ケン子君登壇〕

○9番（早川ケン子君） 9番、早川ケン子です。

町では、介護予防に効果のあるいきいき百歳体操の取組を進めており、私も参加しております。参加するたびに押してもらえる健幸アップポイントカードが好評で、皆さん隣と見せ合いながら、楽しそうに話しております。実際体操することにより体が楽になり、いつまでも元気で長生きすることは高齢者共通の望みであります。

そこで、お忙しいとは思いますが、保健師さん、栄養士さん、折を見て地域に入って

いただきたいと思います。地域のお店が少なくなり、食事のことや普段の生活の中での困り事を高齢者や住民の方が相談したり、お話をお聞きしたいことがあると思います。今年度における保健師、栄養士の地域での活動状況、訪問指導等の実績をお示しいただいた上で、その可能性について見解をお伺いします。

去る11月22日に社会福祉協議会主催の令和4年度地域福祉座談会が小川地区であり、参加しました。役場職員の方も参加されておられました。次期地域福祉計画の策定に当たり実施したアンケート調査結果の報告を参考としながら議論されました。寒さに向かうこの次期、不安は募ります。物価高騰に対する経済的支援につきましては、補正予算等で対策いただいておりますが、高齢者等の雪かき、燃料の運搬など、冬期間は転倒の事故が心配となります。除雪バスターなどのボランティア活動や見守り活動が重要と考えます。町として、このような活動をする団体への助成や養成を行っているのかお伺いします。

また、どんぐり苑の冬季居住部門の利用状況について、募集人数に対して申込みはどれぐらいあったのかお知らせ願います。さらに、電話等での緊急通報装置による見守りはどれぐらい利用されているのか、併せてお伺いします。

安家地区でのデマンドタクシーの実証実験は有意義であり、安家地区で先行的に取り組が始まり、本当によかったと思っております。そこで、他の地区への導入についてはどのように進んでいるのかお伺いします。

また、小川地区は、運送業者さんがいることから難しい面もあると思いますが、小川地区において、高齢者、交通弱者への交通対策として検討しているもの、考えられるものがありましたら、その可能性と併せてお示しください。

高齢者、交通弱者に対する対策は、何かと大変かと思いますが、地域との連携も踏まえて協議を重ねていただき、安全で安心な交通体系を仕上げていただくよう切望して、本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 9番、早川ケン子議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、保健師、栄養士の地域での活動状況等についてであります。本年度10月ま

での地域活動状況は認知症カフェ12回、百歳体操など地域活動のフォロー17回、介護予防教室24回、認知症サポーター養成講座3回となっております。また、要支援1、2の方への訪問は665回、それ以外の高齢者の方々への訪問対応は248回、延べ969回となっております。

現在は、町だけではなく、多様な実施主体による活動も増えておりますので、地域活動の中で心配をされる高齢者の皆さんの情報や、町民の皆さんの困り事の相談について、保健師、栄養士とそれぞれの関係機関が連携をして地域に入る重層的な支援にも取り組んでいるところであります。今後におきましても、高齢者や町民の方々安心して生活ができるよう町と関係機関が連携をし、役割分担を行いながら、保健活動を充実してまいりたいと考えております。

次に、ボランティア活動や見守り活動を行う団体への助成や養成であります。町では地域課題の解決のため、高齢者の皆さんへのサービスや見守り支援等の地域支え合い活動を行う団体に対し、活動費の助成を行ってまいりましたが、活動団体の規模の拡充までは至っていない現状もありますので、ボランティア団体など関係機関とも情報の交換を行い、課題や方向性について調査研究をしてまいりたいと考えております。

また、どんぐり苑の冬季居住部門の利用状況であります。本年度は10人の募集に対して10人の方から申込みをいただいております。緊急通報装置につきましては、独り暮らしの要援護高齢者の方に機器を貸与しておりますが、本年10月末時点で51人の方が利用しており、有効的に機能をしているものと考えております。今後におきましても、高齢者の方々の安全、安心に寄与する事業と認識をしておりますので、時期を捉え、機器の更新を行うなど、引き続き事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、交通対策についてであります。安家地区のデマンドタクシーの実証実験は昨年度から継続実施をしておりますが、昨年度は10月1日から実施をし、2週間で6人が利用をし、延べで14回の運行実績となっております。

本年度は、9月1日から来年3月31日まで実施をする予定であり、現在まで53人が利用をし、延べ40回の運行と、徐々にではありますが、地域住民に浸透をしてきているものと、このように認識をしているところであります。

今後の他地区への導入につきましては、利用者や交通事業者などと意見交換を行い、

実証実験の効果検証や改善を加えた上で検討をしてみたいと、このように考えております。

次に、小川地区を含め、高齢者、交通弱者への交通対策といたしましては、デマンドタクシーのほかに、地域コミュニティ単位で車を共同利用するコミュニティ・カーシェアリングについて研究を行っており、本年10月に宮城県石巻市において、町職員と地域の方々などが合同で視察研修を行ってまいりましたので、今後導入に対する具体的な支援について検討をしてみたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 9番、再質問はありませんか。

○9番（早川ケン子君） 答弁ありがとうございました。よろしく願いいたします。終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで9番、早川ケン子さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時36分）

令和4年第4回岩泉町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和 4 年 1 1 月 2 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令和 4 年 1 2 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令和 4 年 1 2 月 9 日 午後 0 時 0 1 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 4 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 1 2 月 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） ご指名いただきました1番、千葉泰彦です。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の第8波をはじめ、海外の諸情勢、円安など、多くの懸念すべき事案が同時多発的に町民に襲いかかっている状況です。このような情勢下でも町長を先頭に、当局一丸となり果敢にご対処いただいていることにまずは感謝を申し上げたいと思います。

それでは、通告に基づき、9月定例会に引き続きになりますが、岩泉町未来づくりプランの後期基本計画に関連し、以下の3点について一般質問を行います。

1つ目ですが、観光業振興の実施計画についてです。町民の生活及び事業経営は、非常に厳しい情勢下にあります。災害での学びになぞらえれば、想定外、今まで経験したことのないではなく、いかに起こり得る事象として昨今の情勢を捉えるかが低迷脱出の鍵になるかと思えます。いついかなるときでも生き残る地域をつくり上げるためには、足腰の強い地域経済をどうやって実現するのが重要だと考えます。

そこで、まずコロナ禍で低迷が続く観光業振興についてです。経済波及効果が10倍と言われる観光業ですが、観光客もなかなか元の水準に戻っていません。観光業については、名所観光、滞在体験型観光、教育旅行型観光など、幾つか市場が想定されます。旅行商品の企画立案、誘客など、町民一丸となった取組、付随する調整が発生します。観光業の振興に関しては、基本計画のほかに実施計画が必要だと考えますが、当局による要否検討の結果をご回答ください。

2つ目ですが、農業振興の実施計画についてです。昨今の円安、原油、肥料、飼料、資材などの高騰による被害を一番被るのは1次産業です。同時に町民の食卓も大きな影響を受けています。全ての仕入れが高騰し、売価への転嫁が難しい農業に関しては、その緊急救済策のみならず、事業経営体質改善も含めた振興に関する実施計画が必要と考えます。社会情勢にかかわらず、町民の食卓を安定させるように、町内需要を町内供給で賄う需給体制構築が欠かせません。本年3月議会で議員発議により制定された岩泉町地消地産の推進に関する条例を具体化するための実施計画も必要と考えます。農業振興における実施計画について、当局による要否検討の結果をご回答ください。

3つ目ですが、6次産業化推進の実施計画について。ふるさと納税返礼品市場を町内の事業機会創出、利益拡大とするには、原材料を供給する1次産業事業者、商工業者・団体、第三セクターなど、多くの参画、また調整が必要です。前期基本計画では、6次産業化の推進は、持続的な農業の振興に掲げられておりますが、現行のふるさと納税返礼品市場も想定し、6次産業化に関する実施計画が必要と考えます。6次産業化推進における実施計画について、当局による要否検討の結果をご回答ください。

なお、ここで述べた実施計画とは、基本計画に基づき、後期4年のロードマップ、具体的な行動計画を指しています。特にも多くの関係者に理解、参画を促す必要がある事案につきましては、新規の設備投資以外にも合意形成など、ソフト面の行動計画が必須という認識です。

また、実施計画を策定しない場合に、計画実現性をどのように担保するのか、具体的にどう進めるのかも従来の取組との違いが分かるように、3点それぞれにご回答ください。

以上で本席からの質問を終わります。ご回答方よろしくお願いたします。以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、観光振興の実施計画についてであります。議員ご案内のとおり、観光業は様々な市場があり、その取組につきましても関係団体とも連携を図りながら、目的を明確にし、ターゲットを絞った効果的な観光PRに努めているところであります。

近年の観光業は、コロナ禍の影響を大きく受けておりますが、本年度の龍泉洞入洞者数は11月末で13万人を超え、前年度比181%と上向している状況にあり、明るい兆しが見えつつあります。これは、様々な対策や支援策を講じてきた結果と捉えており、町全体でこの苦境を乗り越え、次のステージに向かって有効な手だてを講じていくためには、議員ご提言の実施計画の必要性について認識をしているところであります。

計画の策定に当たりましては、関係団体等の理解や協力体制が必要不可欠でありますので、未来づくりプランの後期計画との整合性を図りながら、これまでの課題を洗い出し、解決に向けた実効性のあるものになるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業振興の実施計画についてであります。これまで農業振興の各分野における事業につきましても、未来づくりプランの部門別振興計画に位置づけた上で、毎年度農政審議会等においてご意見やご提言を賜りながら、事業を実施してまいりました。

また、各分野の課題解決につきましても、各集落や農業者の方々との話し合いを通じて意見等をお伺いをしながら、単年度ごとに取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年は全国的に地域の農地、あるいは農業に対する将来への不安が増しております。国の施策においても化成肥料や農薬の削減、また人・農地の将来ビジョンを法制化する動きなど、長期的な対策へと変容もしてきているところであります。

このため、未来づくりプラン後期計画に位置づける予定である農地の集約化と基盤整備、水田の畑地化や6次産業化を見据えた新たな作物の振興、地消地産と地域内経済循環の推進などについては、将来の農業の在り方や長期的な視点を必要とする取組でありますことから、事業推進の役割分担や手順書となるロードマップなどを実施計画として作成をしてまいりたいと考えております。

この作成に当たりましては、行政主導ではなく住民主体型となるよう、町民、生産者、

事業者をはじめ、関係機関、団体とも課題を共有しながら話し合いを重ね、関係者の合意を得ながら、取り進めてまいりたいと考えております。

なお、単年度ごとに実施可能な事業につきましては、これまでどおり未来づくりプランの部門別振興計画に位置づけ、P D C Aサイクルの下、事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、6次産業化の実施計画についてであります。これまで農家所得を確保するため、第三セクターを主体に加工製造、販売する形態で生乳、ワサビ、山ブドウ、短角牛肉などの6次産業化に取り組んでまいりました。今後は、第三セクターのほか、個人や組合などで加工製造するスキームも想定しながら、人材の確保や設備投資など、諸課題の解決に取り組む必要があるものと考えておりますので、その具現化を図っていくための計画作成について検討をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ご質問の実施計画につきましては、未来づくりプランの着実な実効性を高めるためのご提言であるものと理解をしておりますことから、各分野の特性を踏まえ、適時適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、再質問はありませんか。どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 実施計画につきましてご答弁いただきました。従来、これまでですと、実施計画については財源も想定しやすいということかと思いますが、事業名がただ書いてあるところをより具体的にしていだけるものということと理解をいたしました。

追加の質問ですが、観光業振興についてまず質問をいたします。町内の事業者の中には、三陸道の開通もあって、業種によりお客様の数が増加していらっしゃる事業者もいるというふう伺っています。定量的な観測、計測ということよりも、営業実績の中で感じていらっしゃるということでのお話ですので、詳細は確認の必要があるかとは思いますが、そういった状況だという認識でおります。観光ですとか交流の形、形態が多様化しているということなのかなというふうに思っているところですが、答弁の中で関係団体とも連携を図りということが何度か出てきております。観光業振興の推進役となる民間団体、関連するものが幾つかあるように思うのですけれども、そちらの役割分担で

すとか、再構築を前提に考えることが必要ではないかなというふうに思っていますが、お考えをご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

議員のご質問のように、確かに民間業者、関係団体の再構築が必要だというお話は私も実感はしておりますが、この団体というのも私たちの下部組織ではないものですから、簡単に私たちが手を出してということもできないのが実態であります。しかしながら、私たちが関係団体には様々なご支援をしておりますし、お金もご支援していますし、口出しもさせていただいているということで、そういった面では引き続き町も、関係団体、民間団体には様々な提言やら改善といったものを提言しながら進んでいくべきと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 効果的な観光PRに努めているということで、民間団体がやっているものと、役場が直営に近い形でやっているものが混在しておりますし、実施計画をつくったほうがいいのではないかという課題意識は、龍泉洞の入場者数が上向しているかどうかという結果の話ではなくて、観光業を振興し続ける官民連携の体制が充実しているかどうかということを考えていきますと、非常に脆弱さを伴うので、できることは限られるかとは思いますが、実施計画の中では民間団体も含めて役割分担が必要ではないかというような課題意識でいるということですが、改めてお考えをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、私もそのように思っております。今まで龍泉洞を中心に観光産業を町が進めてきたわけですけれども、やはりそうなりますと、町が龍泉洞を運営しておりますので、どうしても町主導の流れということになってきたと思っております。観光産業というものは、民間の力を発揮していただくことが一番効果があるものと思っておりますので、今度の基本計画等にどのように示せるかはあれですが、それぞれの役割分担というものは私たちが明確に、全てが、観光産業を町がやらなければならないのだとい

うような、そういうような風潮といたしますか、流れにも見えてきているのですけれども、そうではなくて、やはりそれぞれの役割を果たしていくことが観光産業の振興につながるといふことで、この考えを私たちは持って、今後計画づくり、それから事業執行に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 推進役となる、いずれにしても民間の団体はあるという認識でよろしいかと思うのですが、その推進する方々は、例えば旅行商品も多岐にわたるのだと思うのですけれども、名所観光、滞在体験型ですとか、あとは教育旅行型とかという商品開発、販売、実際におもてなしをするというところに関して、民間の推進役を担う団体はどこを担う想定とかというのは、今現状でお答えできるのであれば教えてください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 大変申し訳ございませんが、ちょっともう一度質問をいただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 様々な形の旅行商品の提供が必要になってきているという情勢かと思うのですけれども、その旅行商品について、企画ですとか開発、誘客対策といいますか、販売、プロモーション、あとは実際にお客様が来たときにおもてなしをするというような、そういう流れの中で、お客様が来ていただけるということかと思うのですが、観光振興を推進する民間団体はそのうちのどこの部分を担うというような想定をされているのかどうかを教えてください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 大変申し訳ございませんでした。民間団体の役割ということだと思いますが、まずはやはりこの旅行商品を実践していただく。プロモーションといいますか、企画から実践が一番の役割だと思っておりますが、その中でそれを実行に移していくためにはPR活動、宣伝が必要なわけですが、やはりそちらをこの民間団体にやっていただくのが理想なのですけれども、民間団体だけでは周知する対象を全部捉え切れない場合がありますので、そういった場合にまた町と一緒にPR活動を行っているということで、宣伝から実践までという認識でおります。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 旅行商品も、私がお伺いした質問の中では名所観光、滞在体験型観光、教育旅行型観光とかというふうに類型化していますけれども、例えば体験型であれば1次産業との連携ですとか、教育旅行型であれば教育委員会の生涯学習ですとか、そういったところとの連携も必要になってくるのかなと思うのですが、民間団体と経済観光交流課の連携のほかに、庁舎内でどういう連携を取っていこうとかというのは、今想定があればお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

教育旅行型観光でいいますと、今整備を進めております旧小川小学校の歴史民俗資料館を整備中ですが、こちらの整備後、やはり学ぶ要素がたくさんある資料館となる予定ですので、こちらを一つの教育旅行型観光のコンテンツと捉えておりますので、こちらはこの改修工事に入る前から、そういった方向に持っていきたいと思いますという考えで、教育委員会サイドとも協議を進めておりますので、完成したならば、こういった教育旅行型観光の宣伝、それから誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） これまでお伺いしてきたように、まずは官民の役割分担ですとか、あとは庁舎内の役割分担で、その調整に必要な合意形成といったことが実施計画に必要な要件かなと思って、あえてお伺いいたしました。大変な計画になるかとは思いますが、ぜひ進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農業振興についてです。先般JA新いわての酪農部会から請願が出されていますが、酪農以外でも同様の状況になっているのかなというふうに思っています。一方で、全ての事業者の救済をしていけるのかというのは、またちょっと違う問題かなというふうに思っているのですが、質問の中でも申し上げました経営体質改善みたいなことも含めてどのような、いま一度確認を含めてお伺いしますが、農業振興とは何を対象にして進めていこうとなさっているのかをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の内容を再度ちょっと確認させていただきたい

などと思いますけれども、農業者の経営力の向上に向けて何を狙いとしてという意味合いで、対象としてというふうにお伺いしたのですけれども、狙いとしてというか、目標みたいな感じでよろしいでしょうか。

まず、農業は、農業者の所得の向上を最大の目的として取り組んでいるところでございます。したがって、所得の向上でございますので、それにつながる戦略と取組ということで、これまでも実施してきているところですが、やはり農業者の経営の規模あるいは収益力というものにつきましては、法律に基づく認定農業者制度もございまして、そちらのほうで所得目標350万円を確保できる経営規模ということで、現在総合的な支援を検討しながら実施しているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 農地の集約ですとか、基盤整備ということも答弁の中にございますが、零細の個人経営から例えば生産組合のような集合体にしていくとか、そういったこともお考えということよろしいのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

農業につきましては、個人経営でいけるもの、家族経営でいけるものについては、それを推進していきたいなと思ってございますけれども、さらに効率的に行うという場合においては、共同体あるいは組合形式というものも考えられますし、最終的には地域の雇用を見据えた企業化というのは、法人化というのは最終的な最大の目標なのかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 観光業振興についてお伺いした際に、振興を推進する民間団体について質問したのですが、農業振興をする際に推進を一緒にやってくれるような民間団体はあるのでしょうか。それとも、農林水産課が直接やる部分がほとんどになるのかを教えてください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農業者の経営力を向上するための関連する民間団体等

でございますけれども、家族経営等につきましては生産物、1次産物を集荷していくという観点で農協さんが主体になるだろうなというふうに思っております。もちろんそこには、各農家への指導を踏まえながら、生産力を高めていくという形になろうかと思っておりますけれども、農産物の栽培という観点をさらに拡大した場合、例えば新たな加工品をつくるか、栽培を進めるとかという場合とかにつきましては、県の普及センターとか関係機関、農業振興公社等の力も必要ですし、あるいは農地を集約化していく場合におきましては農業者さん、土地所有者さんはじめ、農業委員会の方々の協力もいただきながらという形になるかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 地消地産に関してですけれども、その進捗がもしあれば教えていただきたいのですが。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の地消地産に関する件につきましては、本年3月、議員発議での条例が制定されたところでございます。これを受けまして当課といたしましては、未来づくりプランを具現する取組の中に位置づけまして取り組んでいきたいというふうに考えておるところですが、先行して取り組んでいる内容につきましては、学校給食への町内産のお米の供給というものを来年の1月から利用できるように調整をしているところでございます。学校給食への提供については随時教育委員会とも協議しながら進めてまいりたいと思っておりますし、学校給食以外の部分についてはこれからの取組ということで考えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番。

○1番（千葉泰彦君） 観光とはちょっと違って、農業、多岐にわたるという部分がありますが、役場が結構イニシアチブを取らなければいけないという状況を改めて再認識したところなんです。ぜひ農業についても計画を進めていただきたいなというふうに思います。

3つ目に質問いたしました6次産業化推進の実施計画ということで、ふるさと納税の今年度の実績について教えてください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税の実績でございますが、今年度末で見込みを立てておまして、一応2億円ぐらい行くのではないかなと。昨年度が1億4,400万円でしたので、約1.4倍ということになります。ちなみに、5年前に比べますと3.4倍のふるさと納税の額となっております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 6次産業化の推進というか、振興につきましては、そこを推進していくのは役場が直轄で今後やっていく想定なのかどうか教えてください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

6次化の推進につきましては、当課で未来づくりプランに位置づけてございますけれども、それぞれの分野の皆さんにおきまして、主体的になって取り組んでいただきたいなどは思っておりますが、当課としての6次産業化の視点につきましては、農地を今後どのように利用していくかというような観点が大きく絡んできますので、そこに新たな作物を植える、その収益性はどうか、やはり加工が必要なのか、そこら辺を考えながら、6次化を見据えながら検討していくことになろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 特産品をどうするのかというところでいいますと、類似の団体とか関連する団体、幾つかあるような気がしているのですが、例えば物産振攻会、まるごと営業本部、第三セクター、今政策推進課がやっていますが、本来はふるさと納税の返礼品の事務局といったようなところが6次化の推進に関わる団体としてあるのかなと思うのですが、そういったところとの役割分担ですとか、販売寄りの話なのかもしれないのですが、どのように考えていくのか。もしくは、整理、統合をする必要があるのかどうか、認識をお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

端的に申しますと、両輪で取り組んでいきたいなと思ってございます。やはり町の総合的な戦略に位置づけてございますので、その中で町主体の中でも町以外の関係部局もございますので、そちらを欠いては進められないのかなと思いますので、横との連携を取りながら、外部との意思疎通も図りながら進めていくべきものだろうというふうに捉えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 6次産業化につきましても、商品企画ですとか、生産、広報活動ですとか、販売とかという、そういう一般的なものが必要になってくるかと思うのですが、そういったサポートをするのは当局でしょうか、それとも関連する民間団体でしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 販売に関しましては、やはり加工、6次産業化を検討する上で大変重要なポイントになります。これまで培ってきたノウハウを持っております第三セクターに参画していただくというのが一番のポイントかなとは思ってございますけれども、その加工のボリュームによりまして、農業者でもできるもの、あるいは規模拡大によって進展してきた場合にはやはり外部の支援も必要となる、そういったいろんな段階を踏まえながら検討していくべきものというふうに思っております。いずれ農業者一人では恐らくできないだろうなと思いますので、外部資源の活用を踏まえながら検討していくべきものかなと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 関連団体の所管で申し上げますと、政策推進課が管轄のものですとか、経済観光交流課、農林水産課が管轄の団体ですとかというのがあるような気がするのですが、役場内での3課の役割分担ですとか、その連携体制も整理されたほうがいいかとは思いますが、現状どのようになっているのか教えてください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員との今のいろんな質疑の中で感じておりますのが、

今現状としますと、それぞれやはり6次産業化といいますと、国のほうが農林水産省の所管で、その中で高付加価値をつけて農業者の所得向上という部分がありますので、そういった農林水産課の答弁になっております。

全体として、この出口の部分でいろいろ取り組むというところは、その高付加価値をつけたものを、売り先ではふるさと納税の中での取組であったり、その先には、国で考えているのは輸出とか、様々あるわけなのですけれども、そういったところは例えば我々のほうでふるさと納税の返礼品のところでの開発というのもあります。あと、第三セクターでやっているものもあります。そういった意味では、縦割りのようなところはあります、一部。ただ、それは所管課がそれぞれありまして、農林水産課、それから物産振攻会等の観光に関しては経済観光交流課で、私のところではふるさと納税の部分も取り組んでいます。今の現状であれば、そういったところにはなっておりますが、当然同じ町の中で町長は一人でありますので、そのところは横の連携を取りながら、意見交換をしながらやるというような形かと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番。

○1番（千葉泰彦君） そういった庁舎内での役割分担ですとか、連携をやりながらということかもしれないのですけれども、どんどん整合性を高めていくというようなことも計画の中にどのように書く、書かないはあると思うのですが、想定をして、中期で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あと、6次産業化につきましては、やはり地域おこし協力隊の方々も含めて、こういうものをつくってみたいけれども、場所があるとかないとかというようなことでお困りであったりですとか、あとは試し販売をして、お客様の反応を見てみたいのだけれども、なかなかそういう機会がないといったような声も伺っているところです。第三セクターで、盛岡のほうで新規の事業を展開するというようなことを聞いているのですけれども、そういったところに物産の企画ですとか、イベントをやっていただくような構想を折り込んでいただくというのがあるのかどうか教えてください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 盛岡に出店します店舗につきましては、現在ホールディングスのほうでいろいろと計画を練っております。今私のほうで把握しておりますの

は、ジェラートのほうを販売するというふうに伺っておりまして、それ以上の部分についてはこれからの戦略になるかと思いますが、地域おこし協力隊のほうのいろんな特産物として、個人がつくったものを売りたいとかというのは意見交換の中で様々やっぴりありまして、それが盛岡になるのか、東京になるのか、岩泉になるのか、これからその方の意思とか、そういったものも考慮しながら、様々町として支援できる部分についてはいろいろと協議をしながら進めてみたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1 番。

○1 番（千葉泰彦君） 様々税金を使う類いの質問というよりも、税収を増やすのにどうするかという趣旨で今回質問をさせていただいておりますけれども、やっぱり基本的にはなるべく役場が直轄ではなくて、民間の受皿をつくって、その人たちにやっていただく。答弁の中にもございましたが、その民間の人たちが主体的に取り組めるように育てていくといったようなことが実施計画の中で書かれれば、より体制が整いながら結果も出ていくということに近づいていくのかなというふうに思いますので、実施計画の策定と推進につきまして、確実にやっていただくようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで1 番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

次に、7 番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7 番 林崎竟次郎君登壇〕

○7 番（林崎竟次郎君） 7 番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問します。

町長を先頭に町職員の皆さんが新型コロナウイルス感染症第8波対策、物価高騰から町民の暮らしとなりわいを守る対応に献身的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

物価高騰で国民生活の悪化が深刻になっています。ところが、岸田政権は、物価高騰と異常円安をもたらしているアベノミクスの異次元の金融緩和に固執し、対応不能に陥っています。総合対策を打ち出しましたが、物価高騰は全ての分野で起きているのに、電気、ガス料金の抑制など、部分的、一時的対策になっています。物価高騰から暮らしとなりわいを守るために、国は消費税を緊急に5%に減税する、物価高騰に見合った年

金額に引き上げる、医療費、介護利用料の値上げを中止し、値下げする、学校給食費の無償化などなども行うべきと考えます。

これを踏まえ、本町に求め、提案する2点について質問します。本町では、住民税非課税世帯や子育て世帯へ暮らし応援給付金などを行っています。

まず1点目に、なりわい支援策についてです。9月定例会でも一般質問し、そのときは売上げの減少が焦点となりました。今は、コロナ、物価・原材料の高騰、電気料金の値上がりなど、事業者にとっては3か月前から状況が大きく悪化しています。仕入れ高騰分、電気代を商品価格に転嫁する環境になく、売上げを伸ばしたとしても収支は厳しい状況にあると思います。岩泉町スタイルで全ての中小企業者、個人事業者へ支援策を求めます。

山田町では、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策支援金の給付がスタートしています。内容を見ると、売上げ減少という条件がなく、対象は農林漁業も含めた全業種です。給付額は、事業者10万円、農林漁業者5万円となっています。本町では、どのような対応をするのか、町長の所見を伺います。

2点目に、農業支援策について伺います。肥料や飼料、資材、燃油などの価格高騰で農業は危機に陥っています。中でも酪農、畜産業は顕著です。本町では、原油、物価上昇に伴い、農林業者に支援金を給付しました。政府は、酪農、畜産支援のため、配合飼料価格安定制度の補填を行うとしていますが、補填は一部にすぎず、不足分が全部酪農、畜産家にのしかかります。岩泉町の特産品である岩泉ヨーグルト、短角牛の危機ともなります。

県の農林水産部農業振興課の資料によると、農業資材価格について、令和4年8月の農業物価指数は基準年、令和2年で農業生産資材（総合）で119.5です。そのうち、肥料144.5、飼料147.5となっており、9月以降も高騰しています。

本町としては、国に対して肥料、飼料の高騰分全てを補填する緊急措置を今すぐ取るように要請するとともに、本町としてもできる支援を直ちにすべきと考えます。町長の所見を伺います。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、中小企業者、個人事業者への支援についてであります。令和2年度から現在に至るまで、中小企業者等事業継続支援金をはじめ、町として延べ31事業、総額3億5,000万円余りの支援策を講じてまいりました。

しかしながら、依然として厳しい状況下にあることから、関係団体の要望も踏まえ、本定例会におきまして農林水産業を含む中小事業者に対しまして、光熱費及び燃料費の高騰分を支援する補正予算をお願いをしているところであり、速やかに支援が行き届くように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、酪農、畜産業への支援についてであります。肥料及び飼料等の農業生産資材の価格につきましては、議員ご案内のとおり、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安の進行などにより輸入物価が上昇し、高止まりが続く状況であると、このように認識をしております。このような状況を踏まえ、国では肥料価格の高騰対策として、肥料価格高騰対策事業を創設したところであり、既に申請の受付が始まっております。

この事業は、肥料価格の高騰による農業経営の影響を緩和するため、化成肥料の低減に向けて取り組む農業者の肥料費の一部を支援する制度であり、前年度から増加した肥料費について、その7割が支援金として交付されるものであり、令和4年6月から10月までに購入した秋肥と、令和4年11月から令和5年5月までに購入した春肥が対象とされております。

また、国では飼料価格高騰に係る特別対策として、飼料価格高騰緊急対策事業を創設しており、令和4年度第3・四半期分を対象に補填金を交付し、実質的な飼料コストを第2・四半期と同程度の水準にするものであり、配合飼料1トン当たり6,750円が来年2月に交付をされる予定となっております。さらに、酪農家に対しましては、別途本年4月から10月までのコスト上昇分の一部を補填する事業があり、経産牛1頭当たり1万円が本年11月から順次交付される予定となっております。

議員ご提言の国への要望につきましては、県町村会を通じ、畜産経営の支援を要望しておりますが、さらに本町といたしましても機会を捉え、支援策の継続及び拡充を要望

してまいりたいと考えております。

本町独自の支援策といたしましては、本年7月の補正予算により、農業生産資材価格高騰対策支援事業及び家畜飼養資材価格高騰対策支援事業を創設しており、耕種作物農家92戸に対し総額774万2,000円、畜産酪農家94戸に対し総額529万8,000円を支援しているところであります。さらには、本年11月の補正予算におきまして、高騰が続く配合飼料価格対策といたしまして、配合飼料価格高騰対策支援事業を創設し、本年7月から12月までの配合飼料購入費の一部に対して、畜産農家96戸を対象に624万1,000円の予算を計上したところであります。

現在の諸情勢を鑑みますと、今後も肥料及び飼料等の農業生産資材価格の高止まりが続くものと想定されますことから、国及び県の支援措置の動向や農家の経営状況等について注視をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問ありませんか。どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） まず最初に、質問の順番に基づいて質問していきますが、町内の中小事業者に対する支援の関係ですが、まずこの中小事業者と零細事業者、ここのところの線引きというのは、売上高でいってどのように考えていますか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、答弁させます。

佐々木章経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

今回補正予算で計上させていただいている内容について答弁させていただきますけれども、まず支給対象は町内で事業を営む中小事業者、ここの中には農林水産業も含むところなんです。ただし、福祉サービスの事業者は除くと、別の支援をしておりますので。ということで、町の考えといたしましては、零細、中小、そういった区分けは行わないのですけれども、やはり議員もご質問になった、なりわいとしている方々への支援というものが大事であろうというふうに町では考えまして、今回は年間の売上げ100万円以上の方を対象とするということでご提案をさせていただいております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎竟次郎君） ただいまの説明で100万円以上という説明がありました。100万

円未満を切ったのは、どのような考えというか、根拠を基にそうなったのか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

今回の補正予算の大きな枠組み、なりわいとしている事業者に町としてご支援を申し上げたいという趣旨から、その中で売上げが例えば5万円、10万円という事業者もあるかと思えますけれども、やはりなりわいとしている方というのはある一定以上の収入、売上げがあるものと思っております。あくまでも収入ですので、所得ではなくて、そういった点から、もう一度申し上げますが、なりわいとしている事業者ということになれば、今回100万円以上の収入とさせていただいた。これが1円からとなりますと、兼業の方たち、例えばサラリーマンをしながら農業をやっている方、そういった方たちも対象となってくるということで、真に困っているなりわいとしている方たちを支援したいということで、この100万円という線を引かせていただきました。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） 次に、酪農、畜産の問題に入りますが、JA酪農生産部会から請願も出されています。農家や地域の努力だけでは、乗り越えられる限界を超していると思います。それで、北海道なんかでは、酪農ですが、乳を搾れば搾るほど赤字が大きくなると、そういうふうに言われています。本町では、どうなのでしょう。乳を搾れば搾るほど、そのところは本町ではどうなのですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

酪農情勢につきましては、配合飼料と資材の高騰が大きいということで、酪農におきましては収入に占める物財費の割合が相当高いということで、報道でもあるとおり、北海道では厳しい状況と捉えてございますが、北海道におきましては加工向けの生乳ということで、当町の乳価とは別の単価、安い単価で生産されてございます。といったところで、国でも加工乳の取扱いについて今検討している状況にあると伺ってございますけれども、当町におきましてはほぼほぼ生乳の価格で販売の単価となっておりますので、搾れば搾っただけ赤字ということの状況にはないと思っておりますし、本年の11月1

日から乳価が皆さんのご協力のおかげで10円アップということになってございますので、これにより従来までとはいきませんが、利益のほうは確保できているという状況とは思ってございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） そうすると、今の説明で、本町では乳は搾れば搾るほどいいというふうに考えます。

子牛のほうですが、やっぱり本場の北海道では、子牛でも去年の10分の1以下になっていると。生後間もない子牛の場合は、200円にするから、100円にするから買ってくれと頼んでも買ってくれないときもあると、そういうふうになっています。その点では、本町ではどうなのでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

酪農家の子牛の販売状況でございますけれども、価格につきましては下落していると認識してございますが、北海道のような事例ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） この間本町では、農業に対して様々な支援をしてきました。ただ、農家の場合は全てが支援されるわけではないので、農家負担として積み重なっていくと思います。これを考えたときに、本町がやってきた農業支援策について、今の時点で十分であったと考えるのか、その点についてお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

当町のこれまでの酪農振興への取組についてでございますけれども、十分な施策のほうは打ち出しながら、できる限りの対策は実施してきているというふうに思っております。具体で申し上げますと、やはり岩泉農業振興公社による事業は相当大きいものというふうに思っております。コントラ事業、家畜ふん尿の処理の軽減等々を行ってございますので、他市町村と比較して農業振興公社の事業は相当貢献しているというふう

に思っているところでございます。

ただ、今後につきまして、まだ課題があるかなというふうに思っていますが、やはり酪農におきましては配合飼料の高騰により、かなり経営が影響を受けるということと、子牛価格の相場により、かなり所得が上下してしまうというところを今後何らかの取組をしながら改善していく必要があるというふうに思っています。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） やっぱり本町だけでは大変だと思います、これに取り組んでいくのは。答弁でも述べていますが、やっぱり強力に国に対して引き続き、それから要望を強めていくと、このことを強くお願いしまして、終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎寛次郎さんの質問を終わります。

それでは次に、4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和4年第4回岩泉町議会定例会に当たり、直面する町政運営課題の一端について一般質問を行います。それでは、早速質問に入ります。

初めに、本町における物価高対策について伺います。今世界規模の物価高騰が見られます。日本経済は、ウィズコロナ下、社会経済活動が正常化に進みつつある中、ロシアのウクライナ侵攻を背景にした資源高に加え、円安の進行が輸入物価の上昇に拍車をかけ、私たちの日常生活、事業活動にも大きな影響を及ぼしています。

これまで台風被害等、自然災害やコロナ禍など、幾多の困難を乗り越えてきた中小企業、小規模事業者、農林漁業者などは、エネルギー、食料品等の価格高騰により、引き続き厳しい経営状態に見舞われています。

中でも、飼料や肥料、燃料等のコストが異常な高騰を続ける酪農や、電力料金、燃料油、資材・原材料等の急騰する菌床シイタケ栽培業者などでは、今までとは桁違いの深刻さが見られます。まず、本町における足元の物価高騰の状況をどのように捉えているのか、町長のご見解を伺います。

菌床シイタケ栽培は、町内で2社が生産を営んでいます。このうちの一つ、(株)岩泉きこの産業の経営規模は、従業員数が約130人、販売高は7億円を超えるなど、これらの

栽培事業者は本地域の雇用、経済を大きく支えています。

しかしながら、近年の経営は、中国輸入菌床により市況単価が下落し、中国産表示の制度化により期待された価格上昇も思うように上がらず、販売競争の激化で販売高が伸びない厳しい経営環境にあります。会社にお聞きしたところでは、ここに来てエネルギー、原材料等の価格高騰が経営を圧迫し、施設空調設備等の電気料はそれぞれ会社で昨年度比の約1.7倍、約2倍。岩泉きこの産業では、電気代4,000万円が7,000万円に、電力料金の上昇影響だけで3,000万円の経費アップになる見込みとのことであります。加えて、灯油、資材、原材料、人件費など、コスト上昇が見込まれ、経営の継続が危ぶまれる厳しい状態とのことであります。

菌床キノコ栽培事業者がこの危機的な経営状況乗り越え、持続的な経営が図られるように、急激かつ大幅な価格高騰に対して支援を講ずるべきと考えます。町長のご所見を伺います。

政府においては、本年4月には原油価格・物価高騰等総合緊急対策を講じ、原油価格高騰対策、エネルギー、原材料、食料等安定供給対策などを柱とした総合的な方策を打ち出し、実施しています。

町では、この緊急対策を受けて、地方創生臨時交付金などを活用し、町の物価高騰対策などを盛り込んだ数次にわたる一般会計補正予算を編成し、7月、11月議会臨時会で議決し、取り組んでいるところであります。

さらに、政府では現下の物価高騰などを踏まえ、本年10月に物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を閣議決定し、物価高騰・賃上げへの取組、「稼ぐ力」の回復・強化、「新しい資本主義」の加速、国土強靱化の推進などを内容とする、約29兆円に及ぶ令和4年度第2次補正予算を編成し、取り組まれようとしています。

町では、この国の総合経済対策を踏まえて、適切な事業の導入、推進を図るとともに、足元の物価高騰の状況をしっかり捉えて、困っている厳しい状況にある生活者、事業者の支援に取り組むべきであります。今後、町の物価高騰、経済対策をどのように取り進めるお考えか、町長のご所見を伺います。

次に、岩泉きこの産業の経営強化について伺います。岩泉きこの産業では、さきに議会に説明のあったコスト削減目標額3,400万円を含む経営改善計画に取り組み始めた矢

先、昨今のエネルギー、原材料価格等の高騰により、これを一気に上回る大幅な生産コストの上昇に見舞われていると伺っています。中国輸入菌床等により市況単価が低迷し、販売競争が激化する中での販売対策、人手不足による労働効率の改善など、労働生産の向上、施設・設備の老朽化などによる増加する固定費の削減策、物価高への新たな対応、これらを取り進める経営陣の体制強化など、課題は山積し、厳しい経営状況にあるようであります。

このような経営課題を踏まえ、現在会社で取り組む中期経営改善計画の推進、昨今の大幅なエネルギー、原材料高騰への対応など、町が一緒になって関わってやらなければ解決できない問題も数多くあると思われまます。

多額の経費がかかる老朽化が著しいヒートポンプ等、栽培・培養施設、設備の整備に向けた財源の確保、急騰する電気、燃料油などに代わるソーラー、バイオマスなど代替エネルギー導入の調査研究と実施、経営陣の体制整備など、町が主導して進めるべき懸案課題と考えます。これら整備の方向性など、経営課題解決に向けた町の支援策をどのように進めようと考えているのか、町長のご所見を伺います。

次に、県道大川松草線の整備促進について伺います。去る11月5日、岩泉町内県道整備促進住民総決起大会が開催されました。昨年までコロナ禍で実施ができなかったでしたが、大川、安家、有芸地区の各道路整備促進期成同盟会の主催で開催する運びとなりました。各同盟会長である町長や役員等関係者、整備促進を願い参加いただいた町民の皆様には、道路沿線に住む地域住民として心から感謝の意を表します。

遅れている道路整備には、この整備促進大会、要望活動の実施など、粘り強い整備促進運動が必要であります。道路整備に向けた事業採択は、地域間の競争でもあります。整備促進を機会あるごとに訴えていくことが肝要です。大会決議を受けて、県等関係機関に対し、整備要望活動を行うべきですが、どうするか町長のご所見を伺います。

今大会の整備促進事業に挙げている県道大川松草線は、現在本町・大広工区1,300メートルが事業化され、整備が行われています。大会の中で、岩泉土木センターから事業概要の説明がありましたが、事業区間の工事は令和6年度で完了する見込みとのことでありまます。

本路線は、いまだにほとんどが未改良区間であります。新たな事業工区が設定され、

7年度以降も改良工事が途切れることなく、継続して整備が図られることが望まれます。今は、この大事な時期です。町としても、国、県等関係者に地域住民の声を訴えて、継続して早期整備が図られるよう、先頭に立って取り組んでいただきたいと思います。町長のご所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、中小事業者の物価高騰による影響につきましては、業種ごとに影響の違いはあるとは存じますが、本町においても光熱費、燃料費、資材・原材料費など、おおむね3割程度が高騰をしているものと、このように捉えております。

農業分野の一般野菜、水稻栽培では、物財費の割合が20%程度であります。配合飼料の使用量が多い肥育農家では30%程度、酪農家では50%程度を占めることから、特に酪農家は厳しい経営状況にあるものと認識をしております。

なお、菌床シイタケの栽培事業は、特に夏場の電力使用量が多い業種であり、市場価格に左右されていることなどから、経営は相当厳しい状況にあると伺っております。ご質問のありました菌床キノコ栽培事業者への経費高騰対策支援につきましては、先般林野庁に対し、直接要望を行ってきたところでもあり、国の第2次補正予算の内容も踏まえながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、12月2日に成立をいたしました国の第2次補正予算を踏まえた本町の対応についてであります。これまでも地方創生臨時交付金等を活用し、コロナ禍における町民の皆様の生活支援や事業者支援等を積極果敢に実施してきたところであります。今後におきましても、物価高騰などに伴う町内経済状況等の把握に努め、国、県の対策に応じた一体的な支援策に加え、町単独での支援策も講じながら、真に生活に困っている方々へ支援が行き届くよう取り組んでまいります。

また、支援策の財源確保に向けましても、必要に応じて国や県に要請をしてまいりたいと存じます。

次に、岩泉きのこ産業の経営強化であります。同社の経営課題は製造コストの削減

や設備の更新、また市場依存を低減する販売強化などが挙げられますが、特に製造コストの大きな割合を占める電気、灯油に係る経費削減対策が喫緊の課題であると捉えております。

同社の中期経営改善計画では、バイオマスボイラーを導入し、灯油使用量の節減を図る計画としており、本定例会におきましても廃菌床を活用する町の実証事業の補正予算をお願いをしているところであります。この実証事業は、本社工場の培養ハウスを対象として実施するもので、この実証成果を踏まえ、各工場の栽培棟への導入を検討してまいりたいと考えております。

ヒートポンプエアコンの導入につきましては、国の補助事業を活用しながら、令和5年度から計画的に整備をし、併せて代替エネルギー導入の研究、経営体制の整備、強化につきましては定期的に協議を持ちながら、連携して取り組んでまいりたいと思っておりますが、いずれにいたしましても大変厳しい状況にありますので、今後においても思い切った支援策について検討をしていく必要があると、このように考えているところであります。

次に、県道大川松草線の整備促進についてであります。本路線の整備促進はこれまでも町の重要課題として位置づけ、毎年県へ要望活動を行ってきたところであります。

また、本路線のみならず、町内の県道整備促進をさらに加速をさせたいとのこの思いから、町民の皆様のご理解を得て、先般町内県道整備促進住民総決起大会を開催したところであります。

ご質問の大会決議を受けての要望活動の考え方につきましては、本路線の道路整備は、議員ご案内のとおり、粘り強い活動が必要と認識をしており、本大会の決議を町民の力強い後押しと捉え、今後とも機会あるごとに県等関係機関に対し、整備促進の要望を強く継続してまいりたいと、このように考えております。

次に、大広工区完了後の新たな事業工区の採択要望につきましては、本路線の現状から継続して道路整備が必要であると認識をしておりますことから、今後においても大川地区道路整備促進期成同盟会ともさらに連携を密にしながら、新たな工区の事業化に向け、引き続き強力な要望活動を展開してまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問はありますか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） 前向きなご答弁と受け止めましたけれども、まだ検討とか、具体策がないところもありますので、それを含めまして再質問をさせていただきます。

まず、道路の関係のほうを先に再質問をしますので、お願いします。大会があったわけですが、質問したとおりですけれども、そのときに来賓としては城内県議、佐々木宣和県議も出席して、本人が出席したのは2人です。その中で、挨拶の中で触れていました。要は、整備財源ですけれども、国土強靱化の交付金等かと思いますが、それはやっぱり県の代表の代議員とか、鈴木大臣含めて、岩手県に交付金をできるだけ持ってきてもらおうと。そして、その中で問題は、そこからの競争といいますか、どこも道路整備が望まれているわけですので、この財源を固定、箇所づけにいかにしていくかということだろうと。そうした中で財源の状況にも触れていましたし、そしてこの大会をやった住民のこれをいかにして県に届けるかということ等々にも触れていました。全くそのとおりです。大会決議もやっているわけですから、今まで要望を既にこれに、大会したのについて、まず県ですので、県に要望していますか。

また、答弁では、機会あるごとにやっていくとは言っていますが、それでいろんな機会にはやっているのですけれども、これを受けてやっているのか、あるいはいつやるのかお答えください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上訓一地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） お答えいたします。

まず、今回道路整備総決起大会のほうを開催したわけですけれども、この大会を機に要望活動を行っているかというご質問だというふうにお受けいたしました。こちらにつきましては、町としても大会後に土木センターさんのほうにお邪魔して、この大会決議、ぜひ町民の総意であるということから、整備促進の要望は行ってきたところでございます。また、今年度につきましては、県への統一要望でも行っておりますし、各地区同盟会としての要望も、県土整備部長への要望も8月に行ってきたというところでございます。

今現在としましては、この大会を行ったことから、県本庁のほうへの要望ということはまだ具体的には考えておりません。やはり今年度もう行ってまいりますので、同様の状

況で改めてそういう対応をしてもらえるかどうかというまた調整も必要になるのかなというふうに思っております。同盟会としての要望も行っているというふうな状況から、現状の、先ほど説明したような内容というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 土木センターに話をした、一緒になって大会をやっているわけではないですか。県庁に届けないと駄目です、隣にしゃべっても。ここが担当ですけども、だと私は思います。

それから、大会前に統一要望とか、いろいろやっていると。この大会決議を受けてやるのか、いつやるのかという今質問したわけですので、それについてはどうですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上地域整備課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 大会決議を踏まえての県本庁への要望ということですけども、まず今年度同盟会としての要望は行ったことは先ほど説明したとおりです。

あと、これまでも同盟会、または県への要望等につきましては、土木整備部長の日程確保も含めてやはり数か月要するという現状もございます。そうしますと、仮にそれらを調整したにしても、これから進めていくにしても、やはり年度末になる可能性があります。こういった中で、やはり要望活動が実際として行われるのかどうか、これらにつきましては今後の調整が必要だというふうに思っておりますけれども、この辺につきましては県との調整も進めながら、実施可能かは検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） それでは次に、物価高騰の関連について再質問を行います。

国の経済対策も今成立しまして、県も補正予算を追加提案で、この前の12月議会に提案し、編成しています。それで、町としても緊急経済対策を、支援を講ずるべきと思いますが、先ほどご答弁にありましたように、現下の状況を見てということではありますが、講ずるべきでありますけれども、いかがでしょうか。今その具体策があればお願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 国の第2号補正予算、あるいは昨日県議会のほうが閉会いた

しまして、県の補正予算も計上されてございます。新聞等でも出ておりましたが、農業関係あるいは子育て関係の部分の予算が県のほうで出されておりました。実際のところ、国からの正式な部分は、11月8日にあった概算の閣議決定の内容通知があった後、一昨日の部分で、県を通じて国の物価・賃金・生活総合対策本部における内閣総理大臣の発言要旨ということでの通知があったぐらいで、まだ細かい部分が入ってきておりません。国のほうで7,500万円ほどの地方創生臨時交付金が見られるということで、話は入っているのですが、まだ詳細は入っていない状況でございます。

今現在町としましては、この前の11月の臨時議会、そして今回の本定例会でも対策の予算を計上してございますので、今後、先ほど答弁でも申し上げておりましたが、国あるいは県の情報をつかみながら、そういった国、県の動きと合わせて対応はしてまいりたいということで、これから臨時の議会をお願いするような可能性もあるということで認識いただければと思います。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） それから、具体的に言いますが、菌床キノコの栽培事業者への支援ですけれども、この国の2次補正を踏まえて、ご答弁では対応を検討してまいりたいとのご答弁なのですが、検討してまいりたいということなのですから、やっぱりこの状況を見ればどうなのかなど。今緊急に大幅なアップ、コスト高なわけですから、それについてはどのようにまず担当課長はお考えでしょうか。具体的にもしあれば、お伺いさせていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） 菌床シイタケ栽培事業者の経営状況につきましては、これまでも市場依存型の流通になってございます。いわゆるきのこ産業、ほかにあと1社、町内に栽培事業所を構えておられますけれども、どちらの状況もほぼ同じでございます。販売の価格の単価のほうが思うように上がらない状況にあるということと、東北電力の電気料金の値上げ、それにより大幅に経営が厳しいという状況で伺っております。コスト高という要因では、一番電気料金が大きいというふうに思っておりますし、その他の菌床製造に係る物財費等も値上げになってございますので、総体的にやはり経営

のほうは厳しいというふうに捉えてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） また後でキノコにも触れますが、もう一つの大きな町内での産業経済というか、これも大きなウエートを占めておりますけれども、これともう一つ大きなのが、酪農が大変だということの声がどんどん聞こえてきます。それで、JAのほうからの生産部会からもこの前請願が出されまして、説明がされたところでもあります。ここにもありますように、配合飼料が5割高とか、あとは子牛の関係、そうした中で既存の補助事業の機械等々についても、縮小してでもこっちのほうにも回してくださいと、これを含めて請願が出ておりますので、この請願についてはまたこれからいろいろと検討されることかと思いますが、そうはいつでもこれ既に把握しているかと思いますが、この請願事項、要望事項、配合飼料高騰に対する助成、自給粗飼料生産における化成肥料及びビニール等の資材高騰に対する助成、これについては今どのようにお考えかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 酪農の件でご質問ございましたけれども、化成肥料と配合飼料の2点について、総体的なところでご答弁申し上げたいと思います。化成肥料については、値段のほうは1.5倍近い値段で、春肥と比べまして今後値上がりしていく状況にあるかなと思います。春時点の肥料につきましては、町の支援でも支援してございますので、これから使う肥料分につきましては、高騰分をどう対策を取っていくかというところがポイントなのかなと思ってございますが、国のほうで措置しております肥料高騰対策の事業が高騰分の7割を補填するというものでございますし、有機肥料を使った場合のその分も上昇分とカウントして支援対象になっているというところでございます。

先般の県議会でも、この事業に1割ほど上昇して8割の分が対象になるということで、町としても県の支援を講じたことで農業者の方にとっては相当助かるだろうなというふうに思っておりますが、2割の軽減につきましては、今後やはり化成肥料の低減には継続的に詰めていかなければならないというふうに考えてございますので、この分を有

機資材の利用によりぜひ低減していただきたいということで、町内の生産者の方々にはPRしていきたいなというふうに考えてございます。

配合飼料につきましては、依然として上昇している状況でございます。10月の価格についてもトン当たり500円ほど上がっていると、9月と比較しても上がっているという状況ですので、この価格情勢を見ながら、国の対策を見ながらやっていかなければならないのですが、この配合飼料につきましては、支援をすれば相当の財源が必要となるということもございますので、やはり基本は緊急的には国で支援していただくということ。生産者の方々においては、やはり乳価の値上げの交渉、あるいは牛肉の値段の交渉等を積極的に展開していただいて、早く生産見合いの流通になっていただけるように取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますし、それに町も関わりながらやっていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） それでは、きのこ産業の経営強化なのですがけれども、急激な電気等の物価の上昇、それについては緩和策は図っていかねばなりません、これからいろんなエネルギーはどんどん高値でいくのだらうと思います。そうしたときに電気とか、灯油だけに頼らないでやることも併せて考えていかなければならない、全くそのとおりであります。

今回この補正にも出ておりますけれども、バイオマスボイラーの活用実証事業、これが出ております。廃ほだを使って燃料に使うと、つまり灯油に代わるというふうなことかなとは思いますが、これについては前にも廃ほだの処理の、数年前にも整備して、その後の状況はどうなっているのか。また、その施設等も、有効に建物等も使ってやるのかどうかも含めてご答弁していただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 本議会に補正でお願いしてございます廃菌床のバイオマスボイラーの導入の実証の事業でございますけれども、これにつきましては既にチップでは実証のあるものでございますが、廃菌床につきましては水分が高いという課題もございます。この課題を解決するために、もう既に実証化されているバイオマスボイラーを導入して実証化をしていくものでございますが、こちらのほうは単体の設備で

ざいまして、乾燥しながら燃焼すると。一体となった設備でございます。あくまでも廃ほだのバイオマスを熱源として行うもので、外部からの電力あるいは灯油等の利用で乾燥されるというものではございません、一部電気は使いますけれども。こういった形で今のところ考えてございまして、これまで取り組んできました廃ほだの事業もございましたが、そちらのほうは現在もほだの乾燥に使っているという状況にございますが、なかなか効率が悪い、費用もちょっとかかるというところで、今回のシステムを導入して、既存の建屋も活用しながら、総体的に効果を高めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） もう一つ、冷やすほうのヒートポンプを今度計画的に整備するということなのですが、1つ、いろんな詰めなければならないことはあるかと思いますが、前、産業常任委員会で久慈のバイオマスエネルギーの会社の見学に行ったことがありますが、そこでは木質バイオ、チップで温水をやって冬場は暖房を取ると。そして、夏場は4℃の冷水をヒートポンプ8台で60棟のハウスにやっているのです、パイプを敷いて、この2つの管を引っ張って。ヒートポンプ、その大きさが違うかもしれませんが、いずれ4℃のパイプで、管で配ってやっているというふうなことを行ったときに説明を受けました。

岩泉きのこ産業は、それぞれのハウスに3台のヒートポンプをつけると。規模が違ってもかもしれませんが、それで40棟ありますので、600万円かかっていましたけれども、それだけで2億円超える、3億円とかかかりますので、併せて導入するに当たっては多角的にいろんなことをまず研究してやったほうがいいのかと。私は、素人ではありますけれども、ぜひそこらも含めてやったほうがいいのかと思って、今ここであえて取り上げました。

あと、販売とか、経営体制の強化、いろいろ課題がありますので、ひとつそれに向けて取り組んで、きのこ産業がいずれここで止まらないで、動いていくようにお願いしたいなと思います。そこまでは、ちょっと町としても私は支援が必要であると思っておりますので、その点についてお願いします。

それで最後に、先ほどちらっと途中で触れたのですけれども、国の総合経済対策、補

正予算を受けて、また県も12月議会で追加議案として提案して取り組んでいるわけです、国はいろいろありましたけれども。町としても、そういう情報は既にあるわけですから、国の町に対する交付金あるいは交付税の中でも、物価高騰に対する金額の交付等もあると思うのですけれども、やっぱりこの町の状況を見れば、聞こえてくるのは、例えば酪農なんかでも、私も町なんか歩いていけば、これでは離農が出るぞと、いっぱいやめる人が出てくるぞと、子牛も下がって、400万円も500万円も下がっている人もいるぞとか、大体が酪農家だと思いますが、ホールディングスの乳業、これにもすごく影響があるぞとか、いろんな声が聞こえてきます。この岩泉のかつてのいにしえから行われてきた酪農の産業、経済にも貢献したこれがもうどうなるのやと言われます。

それから、もう一つは、今言った大きな物価高騰の町内における、町で大変だと思うのは今言われているキノコの生産、2つの企業があるわけですので、ここがやっぱり雇用もあります、130人。もう一つの会社も、3分の1ぐらいの規模だとしてもかなりいます。ここに対してまず止まらないようにやらないと、もう岩泉はどうなるのやと、そんな声が来ます、やっぱりこういうことをやっていけば。そうでありますので、今議会に本当であれば追加議案として補正予算を組んで提案するぐらいのやっぱり体制、そういう職員体制とか、そういう組織であってほしいなと私は思います。これらを踏まえて、全てとは言いませんけれども、町が存続、残っていくようにするために、やっぱり年度内に経済対策の補正予算を組むべきだと思います。

先ほど町長も、これは思い切った措置、対策をやっていかなければならないというふうなことで考えているというふうなことも答弁でありました。まさにそうであります。これをやっぱり、町内の状況は厳しいです、この2つの事業は特に聞こえてきます。そうでありますので、補正予算、これを早く打って、年内に打って、国、県に負けないで、町もこんなにやっているのだということを示して、町民に対してやっぱり示して、これの対策を打っていかなければならないと思います。これについてのご答弁をお願いします。財政担当課長かな。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） ただいま議員からご意見ございましたが、実際のところ、今回本当に国からの情報というのは、先ほど申し上げた11月8日と、あと一昨日の通知に

なっています。県の補正予算もございましたが、県の補正予算も詳しいフレーム組みとか、まだ町村には情報は下りてきておりませんでした。ということで、実際のところ、通常の事業であれば国のフレーム、県のフレームも示されて、市町村は取り組むところではございますが、今回の場合はまだ情報入っておりませんでしたので、追加提案のほうもちょっと対応できない状況でございます。

気持ちのほうは、町も議員と同じでございますので、3年前の令和元年の12月から新型コロナウイルス感染症が広がってきました。この3年間、状況変わらない中で、国でもありとあらゆる局面のところで対応して、県、市町村、自治体もそこに合わせてやってまいりました。我々も、町民の皆様が困らないようにということで取り組んでまいりましたので、今各関係課のほうにもお願いをしながら情報収集をして、国、各省庁あるいは県から、担当課から情報が入れば、そこはもう中で、内部で検討して、とにかくいち早く補正予算のほうは今後組んでいきたいと考えていますので、状況のほうはぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 同じ気持ちだということです。気持ちばかりでなくて、ひとつこういう状況にやっぱり打って、国の情報が確定してからでなくて、ある程度見込みがあったら組む、そういうこともあってもいいのかなとは思いますが、ご答弁がありましたので、よろしく願いしまして、終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 零時01分）

令和 4 年 第 4 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 1 月 2 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 4 年 1 2 月 1 3 日 午 後 4 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 1 2 月 1 3 日 午 後 5 時 0 2 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 2 人 欠 席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	×	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	6 番	三田地久志
	7 番	林崎竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原克彦	議事係長	石垣直美
	主 査	三浦利佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副町長	三浦英二
	教 育 長	三上潤	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課 総括室長	山崎正道
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修二
	地域整備課長	三上訓一	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	和山勝富	危機管理課長	應家義政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和4年第4回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年12月13日(火曜日)午後4時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第10 議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 9 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 10 号 令和 4 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 11 号 令和 4 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 1 号）
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 4 請願第 3 号 酪農情勢悪化に関する請願 (産業常任委員長報告)
- 日程第 1 5 発議案第 4 号 肥料・飼料価格高騰対策等に関する意見書（案）の提出について
(三田地和彦議員外 5 名提出)

閉会の宣告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、2番、佐藤安美さんから所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

これから本日の会議を開きます。

（午後 4時30分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月13日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。職員の給料の額等を変更するため、この条例を制定しようとするものである。

それでは、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

この条例改正は、岩泉町職員の給料表及び賞与について、岩手県人事委員会勧告に準じるため所要の改正を行うものです。本町におきましても、人事院勧告に伴う国の動向、そして県の改定状況等を踏まえ、検討いたしましたところ、これまでのとおり県の人事委員会の勧告に準拠した取扱いとし、給料表の若年層部分の引上げと一般職及び再任用職員の勤勉手当、特別職の期末手当の引上げを行うものであります。

それでは、一番最後になりますが、50ページの参考資料2を御覧願いたいと思います。勤勉手当等の改定についてまとめた資料となっております。上段の表、一般職（再任用以外）になりますが、こちらは賞与を改定前、年間4.3月分支給だったものを、本年12月賞与のうち勤勉手当を0.1月分引き上げ、4.4月分とするものです。

次に、一般職のうち再任用職員については、賞与を改定前、年間2.25月分支給だったものを、本年12月賞与のうち勤勉手当を0.05月分引き上げ、賞与を2.3月分とするものです。

そして、特別職及び特定任期付職員は、期末手当を改定前、年間3.25月分支給しており、本年12月中のうち期末手当を0.05月分引き上げ、3.3月分とするものです。

なお、それぞれ令和5年度以降の支給率は6月賞与と12月賞与の支給額平準化を図るものとしております。

次に、23ページ、参考資料1、新旧対照表を御覧願います。23ページの第1条関係、46ページの第2条関係で一般職の職員の給与に関する条例、47ページの第3条関係、48ページの第4条関係で岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、49ページの第5条、第6条関係で特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例について、それぞれ改正しようとするものです。

23ページからの第1条関係では、一般職及び再任用職員の令和4年度勤勉手当の支給率引上げと行政職給料表等の若年層部分の引上げを行うものです。高卒初任給は4,000円の増額となります。

46ページの第2条関係では、一般職及び再任用職員の令和5年度以降の6月、12月勤勉手当の支給率を平準化するものとなっております。

次に、47ページの第3条関係では、特定任期付職員の1号級給料を1,000円引き上げ、令和4年度賞与の支給率を引き上げるものです。

48ページの第4条関係では、特定任期付職員の令和5年度以降の賞与支給率を平準化するものです。

次に、49ページの第5条関係では、特別職の令和4年度賞与の支給率を引き上げるものです。

第6条関係では、特別職の令和5年度以降の賞与支給率を平準化するものであります。

最後に、22ページにお戻り願います。附則にて施行日を規定しており、本条例は公布日から施行するものとしておりますが、給料表の改定については令和4年4月1日に遡及して適用し、特別職の条例は令和4年12月1日から適用するものです。

また、令和5年度以降の賞与支給率を定める第2条、第4条、第6条については、令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上で一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第13号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第6号、議案第12号及び議案第7号～議案第

11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例

についてから日程第13、議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、三田地泰正さん、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 三田地泰正君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（三田地泰正君） 令和4年12月13日、岩泉町議会議長、菊地弘已殿。条例補正予算等審査特別委員長、三田地泰正。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について、原案可決。

議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）、原案可決。

議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（菊地弘已君） ただいまの条例補正予算等審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 次に、日程第14、請願第3号 酪農情勢悪化に関する請願を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、三田地久志さん、どうぞ。

〔産業常任委員長 三田地久志君登壇〕

○産業常任委員長（三田地久志君） 令和4年12月13日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。

産業常任委員長、三田地久志。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、請願第3号。

件名、酪農情勢悪化に関する請願。

審査の結果、採択すべきものと決定。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの産業常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから請願第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択と決定しました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第15、発議案第4号 肥料・飼料価格高騰対策等に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

10番、三田地和彦さん。

[10番 三田地和彦君登壇]

○10番（三田地和彦君） 発議案第4号、令和4年12月13日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。提出者、岩泉町議会議員、三田地和彦。賛成者、岩泉町議会議員、林崎竟次郎、同じく佐藤安美、同じく三田地久志、同じく三田地泰正、同じく畠山和英。

肥料・飼料価格高騰対策等に関する意見書（案）の提出について。

標記について、別紙のとおり岩泉町議会会議規則第13条の規定により提出します。

別紙。肥料・飼料価格高騰対策等に関する意見書（案）。

昨年から続く国際的な原油価格の高騰と、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安によって、1次産業を中心に資材高騰が問題となっています。

本町でも基幹産業である農林水産業において、不安の声が聞かれています。特に、農業分野を中心に多く利用する肥料・飼料価格の高騰や生産資材価格の高騰等が生産者の経営意欲を奪い、専業・兼業問わず離農者の増加につながり、農業の生産基盤及び食料の安定供給に支障をきたす恐れがあることに加え、将来を見据えた食料安全保障の観点からも生産資材価格高騰に対する対策が喫緊の課題となっています。

ついては、生産現場が置かれているこの厳しい状況にご理解を賜り、地域農業の維持・発展のために、下記事項について、強く要望します。

記。1、緊急対策の柱として、影響が大きい肥料・飼料高騰対策を関係機関やメーカーと連携して推進すること。

また、肥料・飼料価格高騰時に対応するセーフティー・ネットの構築も検討すること。

2、国産農畜産物の再生産が確保できる適切な価格形成の実現に向けた仕組みの構築と国民への理解醸成を図ること。

3、農林水産業の後継者の高齢化や減少によって、地方が衰退しないよう「みどりの食料システム戦略」の強化を求める。

4、食料安全保障の強化の観点から、生産資材全般の安定供給の確保と価格の安定化

に向けて、備蓄も組み合わせた供給体制の確立と万全な予算確保を強く求める。

特に、先般、国が創設した肥料高騰対策については、急激な価格高騰に対応し得る十分な予算の確保と多くの生産者が活用しやすい事業とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月13日、岩手県岩泉町議会議長、菊地弘巳。

次ページに提出先を挙げておりますので、御覧ください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案者の説明が終わりました。

これから発議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

発議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから発議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

おって、発議案第4号の意見書は、本職から関係機関に対し提出します。

ただいま議決された意見書については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回岩泉町議会定例会を閉会します。

(午後 5時02分)

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署名議員

畠 山 和 英

署名議員

三 田 地 久 志

署名議員

林 崎 竟 次 郎
